

平成27年度

履修案内 神田外語大学大学院

■言語科学研究科(日本語学専攻・言語科学専攻)



目 次

神田外語大学の組織

2015年度大学院学年暦

I. 博士前期課程

1. 授業科目一覧 1
2. 博士前期課程の修了要件について 2
3. 学位論文 7
4. 日本語教育教員養成プログラム修了証の取得について10
5. 2015年度授業時間割（博士前期課程）11

II. 博士後期課程

1. 授業科目一覧及び博士後期課程の修了要件について17
2. 学位論文18
3. 語学能力試験21
4. 2015年度授業時間割（博士後期課程）22

III. 学籍

IV. 学生生活案内

V. 諸規程

1. 神田外語大学大学院学則51
2. 神田外語大学学位規程60
3. 神田外語大学学則（抜粋）65
4. 入学金および授業料の特例に関する取扱規程68
5. 神田外語大学大学院ティーチング・アシスタント内規69
6. 神田外語大学附属図書館利用細則（抄）70
7. 神田外語大学大学院科目等履修生規則73
8. 神田外語大学大学院研究生規則75

神田外語大学の組織

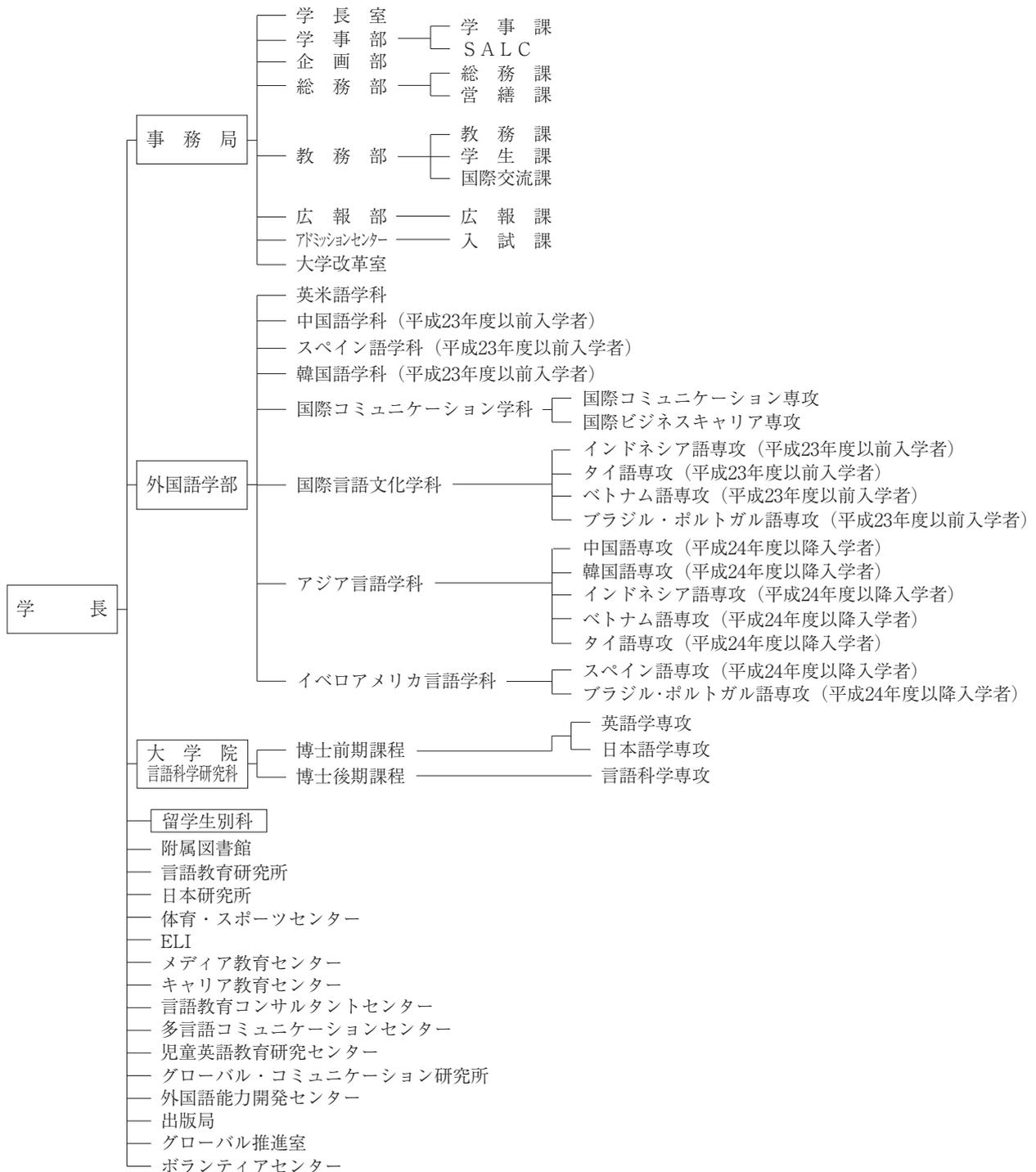
学 長：酒 井 邦 弥

所在地：千葉市美浜区若葉1丁目4番1号 〒261-0014

建学の目的

本大学は広く一般知識を授け、深く専門の学術を教授研究するとともに、我が国の伝統と文化を究明し、諸外国の文化を理解し、国際社会の一員として世界に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

運営組織図



2015年度 大学院 学年暦

月	日	曜	行 事
4	3	金	健康診断（新入生・在校生/大学院生）
	5	日	入学式・オリエンテーション・履修指導
	8	水	前期授業開始 博士後期課程T.A.応募申請期限
	15	水	博士論文題目と指導教員の登録<2年次>（～14日（火）） 博士論文作成計画書提出期間<博士2年次>（～14日（火）） 博士論文草稿提出期間<博士3年次・対象者>（～14日（火）） 特別指導願提出期間<博士満期退学者>（～14日（火））
	24	金	履修登録期間（～17日（金））
	29	水	個人別時間割の配布 GW休業期間（～5月6日（水） 事務局休業期間）
5	7	木	授業再開 履修修正・履修中止期間（～8日（金））
6	4	木	博士論文提出期限（～9日（火））
	6	土	大学院BHセミナー（～7日（日））
	8	月	修士論文・研究報告提出期限（前期修了予定者）
7	20	月	祝日授業実施日（月曜日の授業実施）
	29	水	前期授業終了 修士課程T.A.後期応募期限
	31	金	補講日（～8月3日（月））
8	7	金	夏季休業開始（～8月20日（木） 事務局休業期間）
	21	木	集中講義期間（～9月12日（土））
9	7	月	前期成績通知表配付
	10	木	中間発表（11日（金） 予備日）
	12	土	夏季休業終了
	14	月	後期授業開始 特別指導願提出期間<博士満期退学者>（～18日（金）） 博士論文作成計画書再提出期間<博士2年次生>（～18日（金））
	18	金	9月学位記授与式
	29	火	後期履修登録修正期間（～29日（火）） 博士論文草稿提出期間<博士3年次・対象者>（～10月2日（金））
10	12	月	祝日授業実施日（月曜日の授業実施）
	18	日	創立記念日
	24	土	午前にも午後の授業を実施、午後にも午前の授業を実施（2回授業日）
	29	木	浜風祭に伴う休業期間（～30日（金））
	31	土	浜風祭（～11月1日（日））
11	2	月	浜風祭に伴う休業期間
	19	木	推薦入試に伴う休講日（～21日（土）） 推薦入試（19日（木）～22日（日））
	23	月	祝日授業実施日（月曜日の授業実施）
	30	月	博士論文提出期間<博士3年次>（～12月4日（金））
12	23	水	冬季休業開始、事務局休業期間（～1月3日（日））
(2016年) 1	4	月	後期授業再開
	7	木	研究テーマ、指導教員の申請<1年次>（～12日（火）） 修士論文・修士研究報告提出期間<2年次>（～12日（火））
	16	土	大学入試センター試験実施にともなう休講日
	23	土	補講日 後期授業終了 修士課程 前期T.A.応募申請期限
2	1	月	春季休業開始
	8	月	研究報告（論文）提出期限<博士3年次> 最終試験<修士2年次>（～9日（火））
3	19	土	学位記授与式

<備考>10月：日本語学専攻Ⅰ期入学試験（修士課程）

2月：博士後期語学能力試験・日本語学専攻Ⅱ期入学試験（修士課程）・博士後期課程入学試験

I . 博士前期課程

1. 授業科目一覧

群	科目 No.	授 業 科 目 名	単位数	開講時期	担 当 教 員	日 本 語 学 コース	日本語 教育学 コース
共通科目群	R30	言語科学演習A	2	休講			
	R31	言語科学演習B	2	通年	堀 場 裕紀江	●	●
	R38	言語科学演習C	2	通年	遠 藤 喜 雄	●	●
	R34	言語科学演習D	2	通年	岩 本 遠 億	●	●
	R37	言語科学演習E	2	通年	木 川 行 央	●	●
	R60-R64	修士研究	2	通年	長谷川信子(R60)、堀場裕紀江(R61)、木川行央(R62)、岩本遠億(R63)、遠藤喜雄(R64)	★	★
	Q05	統計処理法	4	通年	Siwon Park	◎	◎
言語研究科目群	P21	言語学概論	4	前期	岩 本 遠 億	◎	◎
	P07	日本語学研究 (音声・音韻)	4	前期	木 川 行 央	◎	◎
	P23	日本語学研究 (統語)	4	後期	長谷川 信 子	◎	◎
	P24	日本語学研究 (語彙・意味)	4	後期	岩 本 遠 億	◎	◎
	P09	日本語学研究 (方言・日本語史)	4	後期	木 川 行 央	◎	◎
	P22	日英対照言語研究	4	通年	遠 藤 喜 雄	◎	
	P10	日中対照言語研究	4	通年	井 上 優	◎	
	P11	日韓対照言語研究 (院)	4	通年	浜之上 幸	◎	
	P12	日西対照言語研究	4	休講			
	P13	言語習得研究	4	休講			
	P19	言語学特論	4	休講			
言語教育研究科目群	Q02	応用言語学研究	4	後期	堀 場 裕紀江		◎
	Q32	日本語習得研究	4	前期	堀 場 裕紀江	◎	◎
	Q04	評価法研究	4	前期	堀 場 裕紀江		◎
	Q15	日本語教育学研究	4	後期	堀 場 裕紀江		◎
	Q16	日本語教育文法研究	4	通年	青 木 ひろみ		◎
	Q17	日本語教育教材研究	4	通年	広 瀬 和佳子		◎
	Q18	言語教育学特論	4	休講			
	Q21	日本語教育実習A	2	前期	堀 場 裕紀江		◎
	Q22	日本語教育実習B	2	後期	堀 場 裕紀江		◎
言語文化研究家目群	R43	異文化コミュニケーション研究	4	集中	細 谷 早 里		◎
	R04	日本研究	4	通年	土 田 宏 成		◎
	R05	言語文化研究	4	通年	遠 藤 喜 雄	◎	◎
	R06	比較文化論	4	休講			
	R07	比較文学研究	4	休講			
	R08	談話分析研究	4	通年	遠 藤 喜 雄	◎	
	P14	社会言語学研究	4	通年	Sau Kuen Fan	◎	◎

廃止科目：「P08 日本語学研究 (統語・語彙・意味)」、「Q03 第2言語習得研究 (院)」、「P20 言語科学研究」の3科目

新設科目：「日本語学研究 (統語)」、「日本語学研究 (語彙・意味)」、「日本語習得研究」の3科目

休講科目：「言語科学演習A」「日西対照言語研究」「言語習得研究」「言語学特論」「言語教育学特論」「比較文化論」「比較文学研究」の7科目

●・・・必修科目 ◎・・・選択必修科目 ★・・・2年次必修科目

2. 博士前期課程の修了要件について

博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、次の選択肢のいずれかを満たすことです。

【1】 研究テーマに関連する科目を中心に履修して32単位以上を修得し、かつ、研究した結果を「修士論文」としてまとめて提出し、最終試験に合格すること。

【2】 専攻および関連分野から幅広く科目を履修して40単位以上を修得し、かつ、調査研究した内容を「修士研究報告」としてまとめて提出し、最終試験に合格すること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者は大学院に1年以上在学すれば足りるものとします（この場合、必修である演習科目は1年間4単位でよい）。

修士論文および修士研究報告については「神田外語大学学位規定」を参照してください。

(1) 単位修得方法

学生は、1年次については、担任教員の指導を受けて単位を修得し、1年次末に修士論文または修士研究報告の研究題目の内容に基づいて指導教員を定めます。2年次には、その指導教員の指導を受けて単位を修得します。なお、指導教員を変更する事由が生じた場合は、「指導教員変更願」に、新・旧指導教員の承認を得て、教務課大学院担当に提出してください。

① 履修に関する修了要件

授業科目一覧 (I.1.) を参照し、次ページ修了要件表の「修士論文の場合」または「修士研究報告の場合」の修了要件を充たしてください。

② 演習は、1年次に2科目以上履修しなければならない。

③ 2年次において、「修士研究」に登録しなければならない。

④ 入学時に第1外国語以外の外国語4単位以上を未修得の場合は、学部の「選択外国語科目」の中から、第1外国語以外の外国語4単位を修得しなければなりません。この場合、なるべく1年次に履修してください。履修にあたっては、履修登録期間に、「履修届」に、「担任または指導教員」および「学部授業担当教員」の承認を得て提出して下さい。

⑤ 日本語学専攻の学生で、学部の「日本語学概論」、またはそれに対応する科目を未修得の場合は、1年次において学部の「日本語学概論」を修得するか、別途定める試験に合格しなければならない。

修了要件表

全専攻・全コース共通

科目の扱い	科目の種類	修士論文の場合	修士研究報告の場合
必修科目	言語科学演習、修士研究	6単位以上	6単位以上
選択必修科目	◎印の科目の中から修得しなければならない。	12単位以上	12単位以上
選択科目	印のない科目の中から修得できる。	14単位以上	22単位以上
合計		32単位以上	40単位以上

- ・ 1年次には言語科学演習を2科目以上履修しなければならない。
- ・ 2年次には、修士研究を履修しなければならない。
- ・ 言語科学演習は、2年次に1年次と同じ科目を重複履修した場合は、単位が加算される。

〈重複履修について〉

全ての科目について重複（繰り返し）履修することができます。ただし、演習科目と特論科目についてのみ単位を得ることができます。

(2) 履修手続

① 履修登録について

(イ) 学生は、本年度に履修しようとする科目のすべてを所定の履修届に記入し、次の要領により指定の期日までに提出してください。

履修届の変更・追加は原則として認めません（但し、後期完結科目の後期履修登録期間における追加・取消は認めます）。

履修届を未提出のまま授業に出席しても単位は認定されません。

(ロ) 科目の「聴講」（単位にはならない）は自由ですが、受講者数等の問題から科目担当教員の了承を得ることが条件となります。尚、聴講の場合は履修届に記入する必要はありません。

(ハ) 提出書類（日程の詳細は各年度の学年暦を見てください）

提出書類	提出期間	提出方法
履修届	4月第2～3週	履修する科目について履修届に必要事項を記入し、教務課大学院担当へ提出してください。
履修登録修正願	5月第2～3週	配付された個人別時間割に自分の記入したものと違う記載があった場合、個人別時間割を持って、教務課大学院担当に来てください。
	9月第3～4週	4月に登録した後期科目の取消又は、4月に登録をしなかった後期科目の追加がある場合、履修登録修正願を記入し、教務課大学院担当へ提出してください。

② 履修届記入上の注意点

A. 大学院開講科目記入欄

授業科目一覧から修了要件に従って科目を選択し、登録してください。修士論文指導を受ける為の条件として1年次に16単位以上、また修士研究報告は20単位以上の修了要件単位の修得が必要です。それぞれの修了要件を充たすように、2年次における履修予定も慎重に考慮の上、記入してください。

B. 学部開講科目記入欄

(イ) 学部卒業時に第1外国語以外の外国語4単位を履修していない者は、学部時間割を参照の上、記入してください。

(ロ) 学部開講科目の履修は担任または指導教員が必要と認めた場合のみ可能（8単位まで）ですが、受講者数等の問題から科目担当教員の了承を得ることが条件となります。

(ハ) 学部開講科目を履修する場合には、B欄への記入の他、学部で行っている所定の手続きがある場合にはそれも併せて行ってください。

(ニ) 学部開講科目の履修による修得単位は、原則としてすべて学部の単位として認められます。大学院科目の履修とはみなされません。

③ 個人別時間割

履修登録完了後、個人別時間割を配付します。万一、配付された個人別時間割に誤りがあった場合には、履修登録修正期間（5月第2週）に教務課に申し出てください。

(3) 単位の認定

授業科目の履修単位は、筆記試験又は口述試験もしくはレポートにより認定を行います。

- ① 担当教員が必要に応じて適宜、試験を実施することとなっていますが、科目によっては試験時間割を編成して実施することもあるので、履修者は教員の指示に注意してください。
- ② 学部の授業科目を履修している者は、試験時間割、その他学部の掲示に注意してください。
- ③ 口述試験又はレポートにより単位認定を行う授業科目については、必要に応じてその都度掲示するので注意してください。
- ④ 各授業科目の成績は、A・B・C・Fの4種とし、A・B・Cを合格とします。

素 点	評 価	合 否
100~80	A	合 格
79~70	B	
69~60	C	
59~ 0	F	不 合 格

履修届の記入方法

1. 学籍番号・氏名・専攻・コースを記入してください。
2. 第1外国語以外の外国語、日本語学概論（又はそれに相当する学部科目）の単位修得について、1あるいは2に○をつけてください。
3. 教育職員専修免許状と日本語教育教員養成プログラム修了証の希望の有無について、1あるいは2に○をつけてください。
4. 本年度、履修登録予定の科目をA欄に記入してください。
 - (1) 科目No.は、I.1.の授業科目一覧を参照してください。
 - (2) 区分コード必修・選択必修・選択の別については、選択するコースにより異なりますので、各自確認して、下記の数字を「必修・選択・重複の区分コード」欄に記入してください。

必修科目（●・★の科目）	1
選択必修科目（◎の科目）	2
選択科目（上記以外の科目）	3
演習・特論以外の重複履修科目（過去に単位修得した科目）	4
5. 日本語教育教員養成プログラムを希望する方は、履修登録する科目がそれぞれの取得要件に該当する場合は、各欄に○を記入してください。
6. 単位数を集計し、合計・必修・選必・選択・重複欄にそれぞれ記入してください。
7. 学部の科目を履修する場合は、B欄に科目名を記入し、学部の科目担当教員承認欄に署名をもらってください。
8. 最後に、教員承認欄に、1年次は担任教員、2年次は論文指導教員の確認を受けた後、署名をもらい、必ず、提出期限までに教務課大学院担当まで提出してください。なお、履修届のコピーは各自でとって控えとしてください。

3. 学位論文

〈修士論文・修士研究報告〉

- ・修士論文：修士論文は専攻分野における研究能力を有するか否かを判定するためのものです。
- ・修士研究報告：修士研究報告は高度の専門性を要する職業等に必要能力を有するか否かを判定するためのものです。

〈提出資格・作成要領・製本要領・提出日程〉

	修士論文	修士研究報告
(1)提出資格	登録時に大学院授業科目の必修科目、選択必修科目、その他を合わせて <u>16単位</u> 以上修得していること	登録時に大学院授業科目の必修科目、選択必修科目、その他を合わせて <u>20単位</u> 以上修得していること
(2)作成要領 ①提出書類	<p>修士論文3部（正本および副本2部）・修士論文の本文の長さは、和文の場合は30,000字以上、英文の場合は、10,000語以上とします（ただし、添付資料は数に含めません）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文要旨：和文2,000字以内；英文A4用紙1ページ程度 ・執筆言語：日本語または英語とします。ただし、日本語を母語としない学生は日本語で執筆のこと 	<p>修士研究報告2部（正本および副本1部）・修士研究報告の本文の長さは、和文の場合15,000字以上、英文の場合は、5,000語以上とします（ただし、添付資料は数に含めません）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士研究報告要旨：和文2,000字以内；英文A4用紙1ページ程度 ・専攻を問わず日本語または英語とします。
②書式	<p>a. 使用する用紙、筆記用具、複写等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白紙A4サイズ ・日本語はワープロまたは手書きとし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙を使用 ・英文はワープロまたはタイプを使用のこと ・印刷は黒インク ・横書き ・副本はコピー可 <p>b. 次の要領で作成してください。大学院共同研究室にある見本を参照のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余白 上端 2.5cm（ただし、題目・章などの内容の区切りに当たる場合は、英文では5cm、和文では3.5cmを目安とします） 下端 2.5cm 左端 3.0cm 右端 2.5cm ・字体和文の場合は、明朝10.5ポイント、英文の場合はTimes New Roman12ポイントまたはCentury10.5ポイント ・一行文字数は全角で35文字（半角70文字）、行数は30行 	

(3)製本要領	<p>① 修士論文3部は、それぞれ市販のバインダーに綴じ、製本された状態で提出すること</p> <p>② 綴じ方は、左側穴あき横綴じとします。</p> <p>③ 表紙・中表紙は、見本に倣って、指定された項目を記入してください。</p> <p>④ 要旨を中表紙の後に綴じること</p> <p>⑤ 製本見本は大学院共同研究室にあります。</p>	<p>① 修士研究報告2部は、それぞれ市販のバインダーに綴じ、製本された状態で提出すること</p> <p>②～⑤ は左記同様</p>
(4)提出日程	<p>① 修士論文・修士研究報告を提出しようとするものは、2年次の4月に論文・修士研究報告題目と指導教員の登録をしてください。その際、希望する審査員1名を願ひ出てください。修士論文・修士研究報告のテーマによっては、指導教員と異なっても構いません。</p> <p>② 論文・修士研究報告に関わる日程は、原則として以下の通りです。なお、日程の詳細は、<u>各年度の学年暦</u>を見てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目と指導教員の登録 4月第2週～第3週 ・中間発表 9月後期授業開始前 ・提出 1月中旬 午後4時45分まで ・保存版提出：審査結果発表後2週間以内（修士論文は2部、修士研究報告は1部） <p>* <u>提出期限は厳守してください。所定の日時を過ぎた修士論文・修士研究報告および関係書類は、理由の如何に関わらず受け付けません。</u></p> <p>③ 登録変更</p> <p>イ. 題目と指導教員の登録をした者で、修士論文から修士研究報告への変更をまたは修士研究報告から修士論文への変更を希望する者は、提出日の2ヶ月前までに指導教員の承認を得たうえで、研究科長に登録変更願ひを提出しなければなりません。登録変更の可否は研究科会議の議を経て、研究科長から通知します。</p> <p>ロ. 題目のみの変更を希望する者は、提出日までに指導教員の承認を得たうえで、題目変更願を教務部大学院担当へ提出しなければなりません。</p>	
(5)半期修了について	<p>① 在籍2年を越え、所定の単位を修得し、修士論文・修士研究報告の審査および最終試験のみを残した学生は、その年度の登録時に、指導教員の承認を得て、修士論文・修士研究報告の題目と指導教員を登録し、前期末に修士論文・研究報告の審査を受けることができます。この審査および最終試験に合格した学生は前期末日付けで、修士の学位が授与されます。</p> <p>② 提出に関わる日程は、原則として以下の通りです。なお、日程の詳細は、<u>各年度の学年暦</u>を見てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題目と指導教員の登録 4月第2週～第3週 ・提出 6月中旬 午後4時45分まで ・保存版提出：審査結果発表後2週間以内（修士論文は2部、修士研究報告は1部） <p>* <u>提出期限は厳守してください。所定の日時を過ぎた修士論文・修士研究報告および関係書類は、理由の如何に関わらず受け付けません。</u></p>	

《修士論文》 見本

和文①表紙

修士論文 論文題目
神田外語大学 言語科学研究科
提出年月日
提出者氏名

②中表紙

修士論文
論文題目
神田外語大学 言語科学研究科
提出年月日
提出者氏名 論文指導教員氏名

英文①表紙

MA Thesis
Title Author
Date of Submission
Graduate School of Language Sciences Kanda University of International Studies

②中表紙

Title Author
MASTER OF ARTS
Graduate School of Language Sciences Kanda University of International Studies Date of Submission Thesis Supervisor

《修士研究報告》 見本

和文 表紙および中表紙

修士研究報告 題 目
神田外語大学 言語科学研究科
提出年月日
提出者氏名

英文 表紙および中表紙

RESEARCH REPORT
Title Author
Date of Submission
Graduate School of Language Sciences Kanda University of International Studies

4. 日本語教育教員養成プログラム修了証の取得について

日本語教育教員養成プログラム修了証は、コースにかかわらず以下の条件を満たした者に与えられます。

1. 下の表にある領域全体から合計28単位以上修得する。
2. 領域区分(c)の*印のついた科目のうち1つを必修とする。
3. 領域区分(d)の*印のついた科目は2つとも必修とする。
4. 領域区分(e)の日本語学研究から1科目（4単位）を必修とする。かつ、領域区分(e)から計8単位以上修得する。

	領域	区分	科目名
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	社会・文化・地域に関わる領域	(a) 社会・文化・地域	日本研究 言語文化研究 比較文化論 比較文学研究
		(b) 言語と社会	社会言語学研究 異文化コミュニケーション研究
	教育に関わる領域	(c) 言語と心理	言語習得研究 *応用言語学研究 言語教育学特論 *日本語習得研究
		(d) 言語と教育	*日本語教育学研究 日本語教育教材研究 *日本語教育文法研究 評価法研究 日本語教育実習 A・B
	言語に関わる領域	(e) 言語	言語学概論 日本語学研究（音声・音韻） 日本語学研究（統語） 日本語学研究（語彙・意味） 日本語学研究（方言・日本語史） 日英対照言語研究 日中対照言語研究 日韓対照言語研究（院） 日西対照言語研究 談話分析研究

5. 2015年度 授業時間割 (博士前期課程)

(注意) 時間割の掲載内容に変更が生じる場合には、掲示によってお知らせします。

	2 時限 10:40~12:10			3 時限 13:10~14:40			4 時限 14:50~16:20			5 時限 16:30~18:00		
	科 目	担当教員	教室番号	科 目	担当教員	教室番号	科 目	担当教員	教室番号	科 目	担当教員	教室番号
月	評価法研究 (前期)	堀場	1-104	言語文化研究	遠藤	3-105	社会言語学研究	Fan	3-105	言語科学演習C	遠藤	3-105
	日本語教育教材研究 (後期)	広瀬	1-104	評価法研究 (前期)	堀場	1-104	日本語教育学研究 (後期)	堀場	1-104			
				日本語教育学研究 (後期)	堀場	1-104						
火	言語科学演習E	木川	3-105	言語科学演習D	岩本	3-105	言語学概論 (前期)	岩本	3-105	日本語学研究 (音声・音韻) (前期)	木川	3-105
							日本語学研究 (語彙・意味) (後期)	岩本	3-105	日本語学研究 (方言・日本語史) (後期)	木川	3-105
										日本語学研究 (統語) (後期)	長谷川	1-104
水	日中対照言語研究	井上	3-105							日本語教育教材研究 (前期)	広瀬	3-105
木	日本語習得研究 (前期)	堀場	1-104	日本語習得研究 (前期)	堀場	1-104	日本語教育実習A (前期)	堀場	3-105	言語科学演習B	堀場	1-104
	応用言語学研究 (後期)	堀場	1-104	談話分析研究	遠藤	3-105	日本語教育実習B (後期)	堀場	3-105			
	日英対照言語研究	遠藤	3-105	応用言語学研究 (後期)	堀場	1-104	日韓対照言語研究 (院)	浜之上	1-104			
						統計処理法	Park	4-202				
金	日本語学研究 (音声・音韻) (前期)	木川	3-105	日本語教育文法研究	青木	3-105	言語学概論 (前期)	岩本	3-105	日本語学研究 (統語) (後期)	長谷川	3-105
	日本語学研究 (方言・日本語史) (後期)	木川	3-105	日本研究	土田	1-104	日本語学研究 (語彙・意味) (後期)	岩本	3-105			
土												

<夏季集中> 異文化コミュニケーション研究 細谷 (8/31(月)、9/3(木)、9/4(金)、9/5(土)、9/11(金)、9/12(土)) 各日1~5時限

<参考>

学部生が履修可能な大学院開講科目一覧（平成27年度）

<全科目共通履修条件>

1. 科目担当教員の承認を事前を受けること。
2. 学部3・4年次生であること。

(注意) 以下の科目の講義概要については、電子シラバスの大学院科目欄を参照のこと。

科目名	単位数	担当教員名	履修条件（学部科目）
言語学概論	4	岩本 遠億	特になし
日本語学研究 (統語)	4	長谷川信子	日本語学概論または日本語学Ⅱ、もしくは、 英語学概論を修得済
日本語学研究 (語彙・意味)	4	岩本 遠億	日本語学概論または日本語学Ⅱ、もしくは、 英語学概論を修得済
日本語学研究 (方言・日本語史)	4	木川 行央	日本語学Ⅰを修得済
日英対照言語研究	4	遠藤 喜雄	英語学概論または日本語学Ⅱを修得済
日中対照言語研究	4	井上 優	特になし
日韓対照言語研究(院)	4	浜之上 幸	1. 韓国語学概論Ⅰ・Ⅱ修得済かつ 2. 言語研究プログラムの演習科目を履修 し、卒業研究執筆予定の者
日本語教育学研究	4	堀場裕紀江	日本語教授法を修得済
日本語教育文法研究	4	青木ひろみ	日本語教授法を修得済
日本語教育教材研究	4	広瀬和佳子	日本語教授法を修得済
言語文化研究	4	遠藤 喜雄	特になし
談話分析研究	4	遠藤 喜雄	英語学概論または日本語学概論または日本 語学Ⅱを修得済
社会言語学研究	4	Sau Kuen Fan	コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱを修得してい ることが望ましい

II. 博士後期課程

1. 授業科目一覧及び博士後期課程の修了要件について

科目No.	授業科目名	単位数	開講時期	担当教員名	①論文指導演習となることのできる科目	②選択必修演習となることのできる科目
L01	言語学特論演習	4	後期	長谷川信子	○	○
L02	言語学特殊研究	4	休講			
L11	言語学特殊研究A	4	休講			
L12	言語学特殊研究B	4	後期	岩本遠億		
L03	英語学特論演習	4	休講		○	○
L04	英語学特殊研究	4	通年	遠藤喜雄		
L05	英語教育学特論演習	4	休講		○	○
L06	英語教育学特殊研究	4	休講			
L07	言語教育学特論演習	4	通年	堀場裕紀江	○	○
L08	言語教育学特殊研究	4	後期	堀場裕紀江		
L09	日本語学特論演習	4	休講		○	○
L10	日本語学特殊研究	4	後期	木川行央		

<2015年度休講科目>

言語学特殊研究、言語学特殊研究A、英語学特論演習、日本語学特論演習、英語教育学特論演習、英語教育学特殊研究

科目選択・履修にあたっては、下記の各項をすべて満たさなければなりません。

① 論文指導演習に所属すること。

論文指導演習は、表上①欄で○印のついた科目の中から1科目を選択し、原則として在学3年間同じ演習に所属します。この場合、自分の指導教授の担当科目を選択しなければなりません。また、論文指導演習は単位にはなりません。

② 選択必修演習を4単位（1科目）履修すること。

選択必修演習は、表上②欄で○印のついた科目の中から1科目を履修します。この場合選択する科目は、上記①の論文指導演習と異なる科目でなければなりません。

③ 単位を合計12単位（3科目）履修すること。

上記①、②で選択しなかった科目の中から、8単位以上（2科目以上）を履修します（上記②選択必修演習4単位とあわせて12単位以上となる）。この場合、特論演習を、選択必修演習で選ばなかった科目の中から選択したい場合には、4単位（1科目）まで履修することができます。

※博士後期課程で開講されている科目は、同一科目であっても複数回履修でき、単位も修得できます。ただし、修了要件単位とすることができるのは一回限りです。

また、修士課程の授業科目は自由に履修することができますが、博士後期課程の修了要件単位として組み入れることができるのは、博士後期課程の科目として当該指導教員が適当と認めた科目について4単位までとします。組み入れを希望する場合は、履修届該当欄に明記し、単位修得後に「単位組み入れ申請書」を教務課大学院担当に提出してください。

2. 学位論文

<博士論文>

(1) 研究指導分野と担当者

研究指導分野	担 当 者	主研究テーマ
言語学特別研究	教授 長谷川信子	生成文法における統語論を基盤とし、言語の普遍性、個別言語（日本語や英語）を可能にするパラメーターの設定に関わる研究を中心とした理論的研究。
言語教育学特別研究	教授 堀場裕紀江	第二言語または外国語の習得・使用・教授に関する実証的・理論的研究。

上記担当者は博士論文の研究指導にあたります。

(2) 博士論文提出資格

- ・博士論文を提出するには、博士後期課程に2年以上在学し、語学能力試験に合格し、所定の授業科目について6単位以上を修得し、必要な研究指導を受けていなければなりません。
- ・在学中に提出する場合、2年次に博士論文作成計画書を提出し、3年次の4月に草稿を提出する必要があります。
- ・退学後に提出を希望する場合には、退学時に研究報告（論文）を提出し、審査に合格しなければなりません。研究報告の審査に合格した者は、退学後3年以内に博士論文を提出することができます。
- ・ただし、博士論文提出までの期間は、博士後期課程入学後7年を超えることはできません。

(3) 博士論文作成計画書の内容

① 計画書の長さ

和文で12,000字程度、ワープロ原稿（A4用紙を使用）で提出。

② 項目

①予定論文題目 ②研究対象 ③研究意義 ④研究方法 ⑤文献調査

③ 提出先

主指導教員に提出してください。

④ 審査

計画書の審査は行いません。そのかわり、主指導教員と副指導教員の二人で計画書を点検し、必要があれば、学生に指導を行ったうえで、計画書を受理します。

(4) 博士論文草稿の内容

和文の場合は、100,000字以上、英文の場合は30,000語以上の長さで、下記(7)②の書式規定に従い、ワープロ原稿（A4用紙を使用）とします。ただし、添付資料は数に含めません。

(5) 草稿、博士論文の提出・審査等日程（詳細は各年度の学年暦を見てください）

4月パターン

2年次	2015年4月第2週～第3週	博士論文作成計画書の提出期間
	9月第3週	同計画書の再提出期間
3年次	4月第2週～第3週	博士論文草稿の提出期間
	6月中旬	草稿の審査結果通知（注）

12月第1週	博士論文の提出期間
2016年2月初旬	博士論文審査結果の決定と口述試験の通知
2月中旬	口述試験
2月下旬	口述試験結果発表（11:00）
3月第4週の土	学位記授与式（9:30）

退学後に提出する場合も上記3年次のスケジュールに従います。

博士論文草稿の提出は10月にも行うことができます。また、4月に提出し、再提出を要求された場合も、10月に再提出ができます。この場合のスケジュールは次のようになります。

10月パターン

2015年10月第1週	博士論文草稿の提出期間
12月中旬	草稿の審査結果通知（注）
2016年5月末から6月初頭	博士論文の提出期間
7月初旬	博士論文審査結果の決定と口述試験の通知
7月中旬	口述試験
7月下旬	口述試験結果発表（11:00）
9月中旬	学位授与日
2017年3月下旬	学位記授与式（9:30）

（注）草稿の合格の有効期限は1年であり、草稿合格後1年以内に本論文を提出しなければなりません。

(6) 退学後に博士論文の提出を希望する場合の手続きについて（学位規程第5条4項）

退学後に博士論文の提出を希望する場合には、研究報告（論文）を提出し、審査に合格しなければなりません。

- ①研究報告（論文）の提出時期を、3月退学の場合は2月第1週とし、9月退学の場合は6月第4週とします。
- ②研究報告（論文）は、在籍中の研究のまとめ、博士論文の主題、論文作成の計画を具体的に説明したものとします。提出はワープロ原稿A4版が望ましく、英文なら1ページ30行、1行70桁で、和文なら1ページ30行、1行35文字を基準とし、長さについては上記が過不足なく記述されたものとします。
- ③研究報告（論文）の作成に当たっては、前項の基準に従って、指導教員が指導します。
- ④審査は、主査（指導教員）と副査（副指導教員）1名によって行います。
- ⑤審査に合格した者に対しては、後期課程会議の議を経て、研究科長から「博士論文提出資格者」としての資格を与えます。
- ⑥前項の判定と通知は、3月退学の場合は3月31日まで、9月退学の場合は9月15日までに行います。
- ⑦博士論文提出資格者が、博士論文の提出に先だって、草稿提出等による研究指導を求めてきた場合、大学はこれに対応するものとします。この際、在籍者に準じて取扱い、費用は徴しません。

備考：博士論文提出資格を得なかった者のうち、次年度に学籍を延長した者は、研究報告（論文）を再度提出して、審査を受けることができます。学籍の延長は、最低半期とします。再度審査を受けることのできる回数は、1回限りとします。

(7) 博士論文の作成要領

- ① 提出書類
- a. 大学院学位（博士）論文審査願書
 - b. 履歴書（書式は自由）
 - c. 研究業績書（書式は自由）
 - d. 博士論文
 - e. 博士論文要旨（博士論文の冒頭に綴じる）
- } 5部
- ・博士論文の本文の長さは、和文の場合100,000～150,000字程度、英文の場合は30,000～50,000語程度を目安とします。ただし、添付資料は数に含めません。
 - ・博士論文要旨は、A4用紙2～3ページ程度
- ② 書式
- a. 執筆言語：日本語または英語
 - b. 使用する用紙、筆記用具、複写等
 - ・白紙A4サイズ
 - ・日本語はワープロまたは手書きとし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙を使用
 - ・英文はワープロまたはタイプを使用のこと
 - ・印刷は黒インク
 - ・横書き
 - ・副本はコピー可
 - ・余白
 - 上端2.5cm（ただし、題目・章などの内容の区切りに当たる場合は、英文では5cm、和文では3.5cmを目安とします）
 - 下端2.5cm
 - 左端3.0cm
 - 右端2.5cm
 - ・字体：和文の場合は、明朝10.5ポイント、英文の場合はTimes New Roman12ポイントまたはCentury10.5ポイント
 - ・一行文字数は、全角で35文字（半角で70文字）、一ページ行数は30行とします。

(8) 製本要領

- ① 博士論文5部は、それぞれ市販のバインダーに綴じ、製本された状態で提出すること。
- ② 綴じ方は、左側二穴あき横綴じとします。
- ③ 表紙・中表紙は、以下の見本に倣って、指定された項目を記入してください。
- ④ 要旨を中表紙の後に綴じること。

《博士論文》 見本

和文 表紙

論文題目
神田外語大学 言語科学研究科博士後期課程
提出年月日
提出者氏名

中表紙

論文題目
神田外語大学 言語科学研究科博士後期課程
提出年月日
提出者氏名
論文指導教授氏名

英文 表紙

Title Author
Date of Submission
Graduate School of Language Sciences Kanda University of International Studies

中表紙

Title Author
Date of Submission
Graduate School of Language Sciences Kanda University of International Studies Thesis Supervisor

3. 語学能力試験

学生は第二外国語として以下の（ ）内の言語の中から母語以外の外国語を一つ学習し、語学能力試験に合格しなければなりません。なお、語学能力試験で求められる外国語の能力とは、当該専門分野の研究論文を、辞書を用いて理解できる程度の能力とします。但し、英語を母語とする学生は「現代日本語」以外の言語を選択してください。

(現代日本語・中国語・スペイン語・韓国語・ドイツ語・フランス語)

4. 2015年度 授業時間割 (博士後期課程) (注意) 時間割の掲載内容に変更が生じる場合には、掲示によってお知らせします。

	2 時限 10:40~12:10			3 時限 13:10~14:40			4 時限 14:50~16:20			5 時限 16:30~18:00		
	科 目	担当教員	教室番号									
月	言語教育学特論演習 (後期)	堀場	1-106				言語教育学特論演習 (前期)	堀場	1-104			
火							言語学特殊研究B (後期)	岩本	3-105	言語学特論演習 (後期)	長谷川	1-104
										日本語学特殊研究 (後期)	木川	3-105
水												
木	言語教育学特殊研究 (後期)	堀場	1-104	言語教育学特殊研究 (後期)	堀場	1-104						
	英語学特殊研究	遠藤	3-105									
金	日本語学特殊研究 (後期)	木川	3-105				言語学特殊研究B (後期)	岩本	3-105	言語学特論演習 (後期)	長谷川	3-105
土												

Ⅲ. 学 籍

学 籍

(1) 標準修業年限

博士前期課程 2年間

博士後期課程 3年間

上記の年限を超えて在学を希望する場合は、在学延長願いを提出しなければなりません。

① 在学延長期間

- ・ 1学期間（半年）あるいは全学期間（1年）
- ・ 博士前期課程：原則として、修了要件単位の修得後、2年を超えることはできない。
- ・ 博士後期課程：原則として、3年を超えることはできない。

② 在学延長願いの提出期限

- ・ 修士論文・修士研究報告を提出しない場合
修士論文・修士研究報告の提出日より1週間以内。
- ・ 修士論文・修士研究報告を提出した場合
審査結果通知後10日以内。
- ・ 博士後期課程：研究報告（論文）を提出しない場合
研究報告（論文）の提出日より1週間以内。
- ・ 博士後期課程：研究報告（論文）を提出した場合
審査結果通知後10日以内。

(2) 休学

病気その他やむを得ない理由で1学期間（半年）以上に渡り修学することができない者は休学することができます。

① 休学期間

- (a) 1学期間（半年）あるいは全学期間（1年）
- (b) 特別な理由がある場合は、改めて許可を得たうえでさらに1年以内
- (c) 博士前期課程：通算して2年を超えることはできない
博士後期課程：通算して3年を超えることはできない

② 学費一部免除

- (a) 対象：学年の1学期間あるいは全学期間を通じて休学する者
- (b) 免除額：授業料及び施設設備費
但し、1学期間につき、5万円の在籍料、及び学友会費を納入
(全学期間休学の場合、10万円の在籍料と学友会費を納入)
- (c) 手続き締切：前期は3月末日、後期は8月末日（これを過ぎると免除は認められない）

③ 必要なもの

- (a) 休学願
- (b) (病気の場合) 診断書
- (c) (休学をして留学の場合) 海外渡航計画書

④ 休学願提出期限

休学を願い出る前月末まで（教務課）

(3) 復学

休学していた者で復学する者は、復学の手続きが必要です。

① 必要なもの

- (a) 復学願
- (b) 復学年度分の学費の納入（分納もしくは全納）
- (c) 大学が必要と求める書類

② 復学願提出期限

復学の1ヶ月前（教務課）

(4) 退学

病気その他やむを得ない理由によって退学を希望する場合は、保証人と十分相談して下さい。

① 必要なもの

(a) 退学願

※保証人連署・捺印（印鑑は原則として入学手続き時に提出した誓約書に捺印したものと同一のものとする）

※指導教員所見・署名（担任または指導教員との面談の後、記入してもらうこと）

(b) 学生証

(c) 大学が必要と求める書類

② 退学願提出期限

速やかに提出のこと（教務課）

(5) 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍される場合があります。

- a 所定の登録手続きをせず、また休学、退学の手続きをしない者
- b 休学期間をこえても、なお復学もしくは退学しない者
- c 学費納入の義務を怠った者

(6) 再入学

本学大学院を退学した者が再入学を申し出た場合、許可することがあります。

IV. 学生生活案内

学生に関係の深い部課について

1. 事務取扱い

1. 時間
2. 学生への連絡
3. 通学
4. 学生証
5. 諸届
6. 各種証明書発行
7. 学割
8. 保険（日本国際教育支援協会）
9. 奨学金
10. アルバイト
11. 施設・設備及び機器・備品の使用

2. 学食・購買

3. ブリティッシュヒルズ
4. 心身の健康管理
5. その他

学生に関係の深い部課について

大学事務局は大学の運営を担当している組織です。その中で学生に関係の深い部課について述べておきます。

■ 教務部（1号館1階）

教務課（Tel：043-273-1320）

科目履修や授業に関し、次のような仕事をしています。

- (1) 学生の履修指導
- (2) 教育課程の編成及び授業
- (3) 学生の学業成績の整理及び保管
- (4) 科目等履修生・研究生
- (5) 海外留学
- (6) 外国人留学生
- (7) T.A.
- (8) 授業料減免（単位修得完了後）
- (9) 奨学金
- (10) その他教務関係業務

学生課（Tel：043-273-2948）

学籍や学生生活全般にわたり、次のような仕事をしています。

- (1) 学籍（学部）
- (2) 学生証・副学生証に関する問い合わせ
- (3) 保険
- (4) 旅客運賃割引証（学割）に関する問い合わせ
- (5) 学友会・課外活動
- (6) 学生生活全般にわたる相談・助言
- (7) その他学生関係業務

ボランティアセンター（Tel：043-273-2948）

- (1) ボランティア情報の発信及びボランティアの紹介
- (2) ボランティア団体の支援
- (3) ボランティアに関する相談

メディカルセンター（ミレニアムハウス1階）（Tel：043-273-1495）

健康面全般にわたり、次のような仕事をしています。

- (1) 傷病者の応急処置・健康相談
- (2) 健康診断
- (3) 健康診断証明書関係業務
- (4) 学校感染症と診断された場合の手続き
- (5) 学生相談・カウンセリング

■ キャリア教育センター（Tel：043-273-1598）（ミレニアムハウス 2 階）

卒業後の進路全体についての指導及び助言を主たる仕事としています。また、就職を希望する学生に求人の情報提供、開拓、紹介を行っています。

- (1) 学生の進路指導
- (2) 就職相談及び斡旋
- (3) その他進路関係業務

■ 総務部（Tel：043-273-1322）（1 号館 2 階）

職員人事・経理・施設の管理など、大学運営における統括・調整を行います。学生に直接関係のある仕事は、次のようなものです。

- (1) 授業料の納入
- (2) アルバイト賃金の支払

■ 広報部（Tel：043-273-2826）（1 号館 1 階）

大学広報に関し、次のような仕事をしています。

- (1) 入学ガイダンスや入試説明会等の実施
- (2) 大学案内書、大学報の発行

■ アドミッションセンター（Tel：043-273-2476）（1 号館 2 階）

入学試験の実施と関連業務をしています。

- (1) 入学試験の実施
- (2) 募集要項の作成

1. 事務取扱い

1. 時間

事務局

月～金 9：00～11：10 12：10～17：15

土 9：00～11：30（午前のみ）

3号館大学院共同研究室

月～金 12：00～19：00

（注）休業中および学校行事等の期間中には、取扱い時間を変更する場合がありますので掲示に注意して下さい。

2. 学生への連絡

(1) 掲示

大学からの公示、連絡、呼び出し等はすべて掲示を以て行います。院生研究室前の掲示板に掲示します。掲示事項は、全て学生に周知されたものとして取り扱います。掲示を見なかったことによる不都合・不利益は、当該学生本人の責任とみなされます。必ず掲示板を見る習慣をつけ、見落としのないようにして下さい。

(2) 学内放送

災害発生等の緊急連絡時に放送します。

(3) 学外からの問い合わせ、呼び出し、伝言

外部からの学生に関する問い合わせ（在籍・住所・成績等）や呼び出し・伝言には個人情報保護のため一切応じていません。家族や友人も同様ですのでその旨を知らせておいて下さい。

※個人宛郵便物も取り扱いません。

3. 通学

(1) 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、駅備え付けの申込用紙に記入のうえ、「学生証」と「副学生証」を提示し、購入して下さい。

通学区間は、大学と居住地最寄駅との間の乗車区間を記入して下さい。

(2) 自転車（第1種原動機付自転車50cc以下を含む）

自転車、原動機付自転車は、それぞれの構内置き場に駐輪して下さい。構内の移動は禁止です。

(3) 自動車・自動二輪車による通学（第2種原動機付自転車90cc以上）

学生の自動車・自動二輪車による通学与構内乗り入れは原則禁止です。

ただし、事情により許可される場合もありますので、教務課大学院担当まで申し出て下さい。毎年4月に掲示でお知らせします。

運転の際は、交通事故に伴う社会的責任を十分に認識したうえで、慎重を期して下さい。

4. 学生証（身分証明書）

(1) 「学生証」

本学の学生としての身分を証明するものです。

「副学生証」と共に常時携帯し、本学教職員・その他しかるべき者から請求があった場合はいつでも提示しなければなりません。

(注意事項)

- (a) 他人に貸与または譲渡しない。
- (b) 字句・写真等を修正・記入・貼り付けしない。
- (c) 退学等で学籍を失った場合は、直ちに学生課に返却しなければならない。その際、電子マネーは使い切る事。

① 有効期限

博士前期 2 年間、博士後期 3 年間

上記期間を超えて在籍する学生は、学生課の指示に従い、期限が切れる前に新学生証の発行（発行料2,000円）をしてください。詳細は学生課へお問い合わせ下さい。

② 破損・紛失時

学生課で再発行手続きをする。（発行料2,000円）。

(2) 「副学生証」

「学生証」と共に常時携帯して下さい。「通学定期乗車券」等の発行時に提示が必要です。また、現住所を証明します。

① 有効期間

1 年間

毎年 4 月に更新して下さい（学費未納の場合は渡せません）。

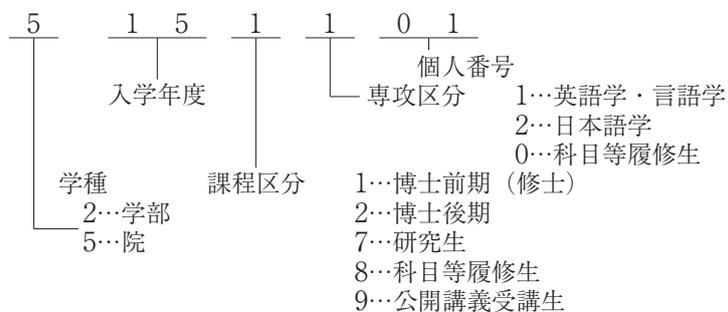
② 更新に必要なもの

学生証

③ 住所変更時

学生課で手続きして下さい。

(3) 学籍番号



6. 各種証明書・申請書の発行

(1) 発行・申込方法

① 証明書…自動証明書発行機による即日発行

② 申請書…自動証明書発行機出力後、各担当部署にて受付（証明書は翌々日渡し）

※全ての証明書・申請書発行は、自動証明書発行機で行います。発行には「学生証」が必要です。

※発行後の返金は、一切できません。内容・金額等確認の上、購入してください。

※詳細は、各問い合わせ先部署へ事前に確認してください。電話・郵送での受付はいたしません。

※授業料未納者・健康診断を受けていない学生に対しては、証明書の発行ができない場合があります。

③ 自動証明書発行機稼働時間

8:30～20:00

(2) 証明書一覧

名 称	金額（円）	問い合わせ先	備 考
在学証明書（和文）	200	教務部教務課	
在学証明書（英文）	200	教務部教務課	
成績証明書（和文）	200	教務部教務課	
成績証明書（英文）	200	教務部教務課	
修了見込証明書（和文）	200	教務部教務課	
修了見込証明書（英文）	200	教務部教務課	
学生割引証（学割）	0	教務部学生課	下記参照のこと
健康診断証明書（和文）	300	メディカルセンター	結果A判定且つ他覚所見も異常なし

(3) 主な申請書一覧（受付期間のみ画面表示されます。掲示等で確認のこと）

名 称	金額（円）	問い合わせ先・提出先	備 考
修了及び単位修得証明書（大学院教職用）	200	教務部教務課	
教職免許状取得見込証明書（大学院）	200	教務部教務課	
学位授与証明書（和文）（大学院）	200	教務部教務課	
学位授与証明書（英文）（大学院）	200	教務部教務課	
満期退学見込証明書（和文）（大学院）	200	教務部教務課	
満期退学見込証明書（英文）（大学院）	200	教務部教務課	
満期退学証明書（和文）（大学院）	200	教務部教務課	
満期退学証明書（英文）（大学院）	200	教務部教務課	
学位論文提出資格者認定証明書（大学院）	200	教務部教務課	
メディカルA1～C	300/1,200	メディカルセンター	購入前にメディカルセンターへ来室のこと

※上記以外にも必要に応じて申請書の発行を行います。担当部署・掲示等で確認してください。

7. 学割

(1) 使用目的の範囲について

学割は、割り当て枚数の範囲内で、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する事を目的として実施されている制度です。よって、その発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限られます。

① 休暇、所用による帰省

② 実験実習などの正課の教育活動

③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

(文部科学省学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領より)

(2) 学割の交付

交 付 枚 数	年 間 10 枚
1 回 の 交 付 枚 数	4 枚 以 内
有 効 期 間	発 行 日 よ り 3 カ 月 間
対 象 区 間	片 道 100km 以 上
割 引 率	運 賃 の 2 割 引

学割は本人に限って使用でき、使用の際は「学生証」を必ず携帯して下さい。学割を不正使用した場合、使用者は3倍の運賃を追徴され、学割の交付は停止します。さらに大学が割引制度の特典を失い、全学生に迷惑をかけることになるので絶対に不正使用してはいけません。(文部科学省高等教育局の定めるところによる)

(3) 学生団体旅行割引証明書

合宿・遠征などの課外活動や、クラス・ゼミなどの旅行で8名以上まとまって同じ発着駅経路で旅行する場合には、遠近にかかわらず鉄道・航路については5割引、自動車線区は2割引の運賃割引が適用されます。尚、この割引を受けるには、必ず1名以上の教職員の同行が必要です。

・申し込み方法

JR各駅又は各旅行代理店から所定の「団体旅行申込書」用紙を受け、学生課に提出し、証明を受けて下さい。尚、手続きの際に「学外活動届」を提出して下さい。

8. 保険

1. 学生保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険——(全員加入)

(<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>)

本学では教育研究活動中の不慮の災害事故への補償のために、財団法人日本国際教育支援協会によって運営されているこの保険に全員加入しています。

① 保険金が支払われる場合

本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に障害を被ったとき(ケガをしたとき)。但し、「病気」はこの保険の対象となりません。

- (a) 正課の授業を受けている間
- (b) 学校行事に参加している間
- (c) (a)(b)以外で学校施設内にいる間
- (d) 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間
- (e) 住居と学校施設等との間を往復する間(通学中)

② 保険金が支払われない場合

大学が禁止している自動車・自動二輪運転中の事故

故意、闘争行為、自殺行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能による障害、無免許運転(原動機付自転車)、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

③ 事故が起きたときの手続き

(a) 事故の通知

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故当日から起算して30日以内に学生課へ通知して下さい。

(通知が遅れると、保険金が支払われない場合があります)

(b) 保険金の請求手続き

治療が完了したら、学生課で保険金請求書の用紙を受け取り、必要事項を記入して提出して下さい。

ただし、請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合、請求者本人が治療状況申告書に記入し、診察券または薬袋、領収書等を貼って提出すると医師の診断書は不要です。

※入院した際、入院日数等を記載した病院等の証明書類（領収書類に記載しても可）の提出が必要です。

(c) 保険金の受領

保険金は、保険会社の手続き期間を経てから大学で一旦預り、学生課から電話連絡の後、本人に手渡すこととなります。

※ 被保険者が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者に行って頂きます。

④ 保険金の額と種類

(a) 死亡保険金（事故の日から180日以内に死亡したとき）

「正課中」「学校行事中」……1,200万円

「正課・学校行事以外で学校施設にいる間」「課外活動中」

「通学中・施設間移動中」……600万円

(b) 後遺障害保険金（事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき）

その程度に応じて上記死亡保険金額の4.5%～150%

(c) 医療保険金

「正課中」「学校行事中」

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
治療日数 1日～ 3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 ② 左記の金額に加算して支払われます。
〃 4 ～ 6	6,000	
〃 7 ～ 13	15,000	
〃 14 ～ 29	30,000	
〃 30 ～ 59	50,000	
〃 60 ～ 89	80,000	
〃 90 ～119	110,000	
〃 120 ～149	140,000	
〃 150 ～179	170,000	
〃 180 ～269	200,000	
〃 270 ～	300,000	

※ 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

「正課・学校行事以外で学校施設にいる間」「課外活動中」「通学中・施設間移動中」

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
治療日数 1日～ 3日	—	入院1日につき 4,000円 ② 左記の金額に加算して支払われます。
〃 4 ～ 6	—	
〃 7 ～ 13	—	
〃 14 ～ 29	30,000	
〃 30 ～ 59	50,000	
〃 60 ～ 89	80,000	
〃 90 ～119	110,000	
〃 120 ～149	140,000	
〃 150 ～179	170,000	
〃 180 ～269	200,000	
〃 270 ～	300,000	

※ 「通学中」、「学校施設等相互間の移動中」の場合の医療保険については、4日以上が対象となり、「4～6日(6,000円)」、「7～13日(15,000円)」となります。

(2) 学研災付帯賠償責任保険（任意および該当者加入）

(<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>)

正課中、学校行事中、ボランティア等での課外活動およびその往復途中で、学生の被る種々の賠償責任事故に対する被害救済のための保険です。

コース	対象となる活動	保険料	加入対象者
A	正課、学校行事およびその往復途中（Bコースの範囲を含む）	340円 (1年間)	任意加入 (加入希望者は学生課まで)
B	インターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動（大学が認めたもの）、およびその往復途中	210円 (1年間)	任意加入 (加入希望者は学生課まで) 本学の定める「教育実習」「介護体験活動」「ビジネスインターンシップ」等に参加の際、加入が必要

① 保険金が支払われる場合

国内外において、上表の「対象となる活動」、偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したとき。

② 保険金が支払われない場合

被保険者の故意・心神喪失や地震・噴火・津波・戦争・変乱・暴動等による事故。自動車・昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故。自転車・バイク・自動車などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難など。

③ 事故が起きたときの手続き

(a) 事故の通知

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故当日から起算して30日以内に学生課へ通知して下さい。

(通知が遅れると保険金が支払われない場合があります)

(b) 保険金の請求手続き

事故通知の際、学生課で保険金請求書の用紙を受け取り、各種証明印をとりつけ、必要事項を記入して提出して下さい。

(c) 保険金の受領

保険金は、保険会社の手続き期間を経てから大学で一旦預り、学生課から電話連絡の後、本人に手渡すことになります。

※ 被保険者が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者に行ってください。

④ 保険金の額と種類

(a) 対人賠償1名1事故1億円

(b) 対物賠償250万円限度

(3) その他の学生向け傷害保険（任意加入）

前述した「学生教育研究災害傷害保険」への加入は、基本的な学生生活を送る際に発生する可能性のある事故に対処するための措置です。

したがってその補償は、学内での事故、学校施設外で大学に届け出た課外活動中の事故、通学中の事故に対してなされ、学外で任意に活動中の事故等は対象とはなりません。

そこで、この保険以外に備えたい場合は、学生向けの保険として補償の範囲が広く設定されている「学生総合保険」があります。内容はおよそ以下のようなものです。

① ケガなどに対する医療費等の補償

② 扶養者が不慮の事故で死亡した場合の学費の補償

③ 下宿先で火災を起こしたり、借りた部屋に損害を与えた場合の貸し主に対する賠償金の補償

④ 下宿先での盗難や火災などが発生した場合の生活用動産の補償

さらに、海外旅行に行く場合には、負傷、疾病、盗難などに備えて「海外旅行傷害保険」に加入しておく心安いです。

以上のような保険を取り扱っている主な保険会社を参考までにあげておきます。

(a) AIU保険会社

Tel : 03-6908-6871

(b) 東京海上日動火災保険株式会社

Tel : 0120-785-125

この他にも、学生向けの保険は損害保険会社や生命保険会社で販売されています。

2. 財団法人日本国際教育支援協会（旧内外学生センター）

財団法人日本国際教育支援協会（<http://www.jees.or.jp/>）は、日本人学生及び外国人留学生等に対し必要な援助を行い、教育・学術の発展並びに国際間の理解と親善に寄与することを目的として作られた、文部科学省の外郭団体です。

平成16年4月1日、日本国際教育協会・日本育英会・内外学生センター・国際学友会・関西国際学友会がその業務を整理統合し、日本国際教育協会は財団法人日本国際教育支援協会として、独立行政法人日本学生支援機構と共に新たなスタートを切りました。

(1) 主な業務

- ・ 学生教育研究災害障害保険（「8.1. 学生保険(1). (2)」参照）
- ・ 冠奨学金
- ・ 各種奨学金・短期貸出制度
- ・ 機関保証制度
- ・ 日本語能力試験
- ・ 日本語教育能力試験
- ・ 留学生住宅総合補償

- ・学生アルバイト求人情報システム

(2) 問合せ先

本部（京王井の頭線駒場東大前駅下車）〒153-8503東京都目黒区駒場 4-5-29

- ・国際交流課 Tel：03-5454-5274（奨学金・短期貸付・アルバイト）
- ・保険・補償課 Tel：03-5454-5275（学生教育研究災害傷害保険・留学生住宅総合補償）
- ・日本語教育普及課 Tel：03-5454-5215（日本語能力試験・日本語教育能力検定試験）
- ・機関保証課 Tel：03-5454-5271（機関保証制度）

9. 奨学金

1. 独立行政法人日本学生支援機構（旧：日本育英会）奨学金

本学では、日本学生支援機構（旧：日本育英会）の奨学金を取り扱っています。

募集は掲示でお知らせします。

(1) 日本学生支援機構（旧：日本育英会）

<http://www.jasso.go.jp>

日本学生支援機構法に基づいて設立され、日本育英会の業務を引き継ぐ形で国の育英奨学事業を行っている機関です。

学生等に対する適切な修学環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としています。

(2) 奨学生の種類と内容

日本学生支援機構奨学生には第一種奨学金と、第二種奨学金があり選考基準が異なります。

① 種類

第一種奨学生（無利子）

	平成27年度入学者
① 修士(博士前期課程)	50,000円又は 88,000円
② 博士後期課程	80,000円又は122,000円

第二種奨学金奨学生（有利子）

	平成27年度入学者
① 修士(博士前期課程)	50,000円、80,000円、100,000円、130,000、150,000円
② 博士後期課程	の中から自由選択

② 返 還

貸与修了6ヶ月経過した後、定められた期間内に、ゆうちょ銀行又は銀行口座振替（リレー口座）によって返還することになります。割賦は計画的に確実な返還をするために1回当たりの負担が少なくて返還し易い月賦を薦めます。

月賦返還の例

《第一種の場合》（無利子）

- ・大学院平成26年度入学者、修士課程24か月・博士課程36か月貸与

区 分	貸与月額(円)	返還総額(円)	返還月賦額(円)	返還期間
修士(博士前期課程)	88,000	2,112,000	12,571	168回(14年)
博士後期課程	122,000	4,392,000	18,300	240回(20年)

《第二種の場合》(有利子)

・大学院平成26年度入学者、修士(博士前期課程)24か月・博士後期課程36か月貸与

貸与月額(円)	貸与期間	貸与総額(円)	返還総額(円)	返還月賦額(円)	返還期間
50,000	24か月	1,200,000	1,448,002	10,055	144回(12年)
80,000		1,920,000	2,349,227	15,059	156回(13年)
100,000		2,400,000	3,018,568	16,769	180回(15年)
130,000		3,120,000	4,087,467	18,923	216回(18年)
150,000		3,600,000	4,844,592	20,185	240回(20年)
50,000	36か月	1,800,000	2,202,404	14,117	156回(13年)
80,000		2,880,000	3,672,102	19,125	192回(16年)
100,000		3,600,000	4,844,592	20,185	240回(20年)
130,000		4,680,000	6,297,973	26,242	240回(20年)
150,000		5,400,000	7,266,917	30,279	240回(20年)

注) 1. 年利率3%で貸与されたものとして計算しています。

2. 返還総額には、卒業から返還開始(卒業後6カ月経過してから返還開始)までの間の利息が含まれています。

(3) 募集と採用決定

① 募集の時期

4月上旬/全学生対象

※ 緊急・応急採用：家計支持者の失職・病気・死亡又は災害等により家計状況が急変した場合には、奨学金の貸与が特別になされることがあります。(緊急・応急採用)

※ 返還に際し、連帯保証人のほかに、別生計をもつ保証人をたてなくてはなりません。総額数百万円もの保証人になってくれる人を探すのは容易なことではありません。応募する前に保証人について確認する必要があります。また、一定の保証料を支払うことで保証人に代える、機関保証制度を利用する事も可能です。

② 出願書類

- ・奨学生確認書
- ・源泉徴収票の写し(給与所得者)
- ・確定申告書の写し(給与所得者以外)
- ・確認書・奨学金振込口座届
- ・印鑑証明書(連帯保証人)

※ 書類が期限までに教務課へ提出されないと、応募資格を失いますので注意して下さい。

③ 選考

- ・判断材料：家計状況と学業成績

④ 採用者決定

- (a) 決定時期 出願書類を提出後、約1~2ヶ月後
- (b) 発表 掲示
- (c) 奨学金の交付 銀行振込

(4) 奨学生の義務

① 「奨学金継続願」の提出

毎年秋に「奨学金継続願」の提出が必要です。提出しないと奨学金が廃止されます。経済面・生

活面・修学面により適格認定を行います。

- ② 教務課に、所定の手続きをしなければならない場合
 - ・学籍異動（退学・休学・留学など）
 - ・氏名の変更
 - ・現住所の変更
 - ・連帯保証人の変更等
- ③ 「在学届」の提出
 - (a) 対象者 高校・大学在学中に奨学金の貸与を受けていた者
 - (b) 提出 入学後直ちに、日本学生支援機構（旧：日本育英会）から送付された「在学届」に必要な事項を記入して教務課へ提出して下さい。提出が遅れると、返還猶予の措置がとられないので注意して下さい。

10. アルバイト

本学では、学生のアルバイトについて「学生アルバイト情報ネットワーク」に加入しています。神田外語大学のアルバイト情報システム<http://www.aines.net/kanda/>にアクセスすると、いつでもインターネットで（パソコン・携帯電話）、神田外語大学に届いているアルバイト情報を閲覧することが可能です。

【ログイン方法】

■大学内のパソコンからアクセスする場合

学内専用オートログインをクリックすれば、ID、パスワードの入力は不要です。

■携帯電話・大学外のパソコンからアクセスする場合

- ①大学発行のメールアドレス（学籍番号@kuis.ac.jp）を入力する。
- ②数分後に、そのメールアドレス宛にIDとパスワードが届きます。（取得したID、パスワードは在学期間中有効）
- ③希望のアルバイトが見つかったら、直接求人先に連絡下さい。

（注意）

*アルバイト先と学生との間に生じたトラブルについては、大学として責任を負いませんが、万が一トラブルが発生した場合は、サイトの運営事務局の(株)ナジック・アイ・サポート学生アルバイト情報ネットワーク事務局に相談してください。なお、大学構内におけるアルバイトの勧誘活動、ビラ配りなどは一切認めていません。

11. 施設・設備及び機器・備品の使用

利用に際し、共同施設であることを自覚し、図書・備品を大切に扱ってください。

(1) 図書館

図書館の利用については、図書館利用細則（V.7.）及び「図書館利用案内」に従ってください。

(2) 大学院共同研究室

月～金12：00～19：00

※別紙「大学院共同研究室の利用について」を参照してください。

(3) 院生研究室

・退出時間：21：45

（22：00には全館ロックされ、防犯センサーが作動します。）

- ・大学院棟を最後に出る場合、廊下・部屋の電気を消して下さい。
- ・夜間に退出する場合、1号館1階ビクターズプラザ近くの「夜間出入口」を利用してください。

(4) 大学院パソコン室（3号館2階）

パソコン利用時の注意事項

- ・データは各自のUSBメモリーに保存して下さい。
- ・席をはずす場合、データをUSBメモリーに保存し、作業を終了させて下さい。

(5) 図書資料室（3号館2階）

- ・図書委員を決め、蔵書の管理をして下さい。
(教務補佐員が中心に管理しますが、T.A.等大学院生の積極的な参加を期待します。)
- ・大学院生に必要と思われる出版前の最新資料を集積中です。

(6) その他の施設・設備の使用、借用の手続き

課外活動で学内施設の使用を希望する場合は、学生課へその旨を必ず届け出て、許可を得た後で使用して下さい。

なお、使用できる施設は下記の通りです。

- ◎1号館1～3階教室
 - ◎2号館1～3階教室
 - ◎4号館1～3階教室（101・201・202・209・210を除く）
 - ◎ミレニアムハウス
 - ◎課外活動教室の一部
 - ◎広場、中央広場
 - ◎4号館中庭
 - ◎ダンススクエア
 - ◎テニスコート
 - ◎グラウンド
 - ◎体育館
- この4件については、体育・スポーツセンターで許可を受けて下さい。

*教室使用の注意事項

使用可能時間帯	月～金 12:10～13:10 月～金 16:30～19:00 授業に支障をきたさない範囲で 土 12:10～17:00 月～土 9:00～17:00（休暇中） *日、祝日は使用できません。 *教室によって使用可能時間が違うので注意して下さい。
申込方法	1. <u>使用日の3日前までに</u> 学生課で申し込み、許可を得る。 2. 時間割表で空き教室を探す。 3. 「教室使用願」と「ブルーのファイル」に記入。
使用禁止時間	1. 大学閉鎖期間中 2. 期末試験期間中・入学試験期間中 3. 大学の都合による場合

(7) 機器・用具の借用

機器・用具の借用には、管理者の許可が必要です。「備品借用願」に必要事項を記入のうえ、学生課へ提出して下さい。ただし、ラジカセ・ビデオカメラ等、授業に関するメディア機器・用具の借用はスタジオやメディア教育センターにて手続きを行って下さい。

2. 学食・購買

(1) 食 堂

① 「食神」(アジア食堂): タイ・ベトナム・インドネシア等、本場アジアフードが楽しめます。

営業時間 { 平日 10:30~17:00
土曜・日曜 一般開放のため、別料金・別メニュー

② 「ラパス」(4号館1階): カフェテリア方式で、各種料理取り揃えています。

営業時間 { 平日 9:00~14:00
土曜 9:00~13:30

③ 「バルコーネ」(4号館2階): 菓子パン(ベーカリー約80種類)とソフトドリンクで軽い食事ができます。歓送迎会やサークルによるミニパーティーなどにも利用できます。(許可制)

営業時間 { 平日 9:00~17:00
土曜 営業なし

④ 「kuisカフェ」(7号館3階): 菓子パンやパスタ、サラダ、スープなど揃っており食事ができます。

営業時間 { 平日 10:00~17:00 (ドリンク販売)
平日 11:00~14:00 (ランチ・軽食販売)
土曜 営業なし

(2) 売店 (3号館1階)

「丸善」: 書籍を中心に文房具・その他日用品を販売しています。

店頭にはない書籍、雑誌も注文で取り寄せることが可能です。

営業時間 { 平日 9:30~17:00
土曜 9:30~14:00

(3) コピーサービス

コピー機利用の為にコピーカードを1号館2階印刷室にて販売しています。

営業時間 { 平日 9:00~11:30/12:30~17:30
土曜 9:00~11:30

(種類) 50枚………520円 300枚………2,770円
100枚………970円 500枚………4,570円

※旧カード持参の場合は上記金額より70円安くなります。

※(1)、(2)、(3)は時期により営業時間を変更することがあります。

3. ブリティッシュヒルズ

福島県羽鳥湖自然公園の海拔1,000メートルにあるリゾートホテル型国際研修施設です。

(<http://www.british-hills.co.jp/>)

所在地：〒962-0622 福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 1 - 8

電話番号：0120-131386（受付時間：9:30～19:30） Fax番号：0248-85-1300

メールアドレス：hills@british-hills.co.jp

(1) 利用料金

1,000円（1泊2食）〔特別優待料金〕（ドミトリタイプ、バス・トイレ共同）

本学在学学生は、年間（4月～翌3月）合計3泊まで個人目的で利用できます。

- ・食事の有無に拘わらず、料金は上述の通りです。
- ・昼食希望者は別途個人負担でパブまたはアスコット（ティールーム）で取ることができます。（営業時間は季節により異なります）
- ・電話及び食事時の飲み物等は別途個人負担です。
- ・シングル利用は1,000円増、スタンダードタイプ（バス・トイレ付）は2,500円増です。
- ・4泊目以降は一般的な宿泊プラン料金の10%OFF
- ・家族、学外友人を帯同する場合は一般宿泊プランの10%OFF
- ・大学認可団体（部・同好会・愛好会）での、団体利用（5名以上）の場合は、年間10泊を上限（個人目的の宿泊数に含めない）

※大学が主催する催し物及び教員が引率する場合の料金は別途定めます。（個人目的の宿泊数に含めない）

(2) 利用申込み方法

- ① ブリティッシュヒルズに直接電話またはメールで申し込む。
（利用日の1ヶ月前同日より利用日1週間前まで受け付ける）
その際、利用者全員の名前（フルネーム）及び学籍番号を伝える。
- ② 予約後、希望者には「宿泊予約確認書」が送られてくる（郵送・メール選択可）。
団体利用者については、事前に部屋割表が送られてくるので記入が必要。
- ③ チェックイン時「学生証」を提示する（レセプションにてコピーを取る）。
キャンセル料金は一人あたり、ご宿泊日の2週間前から当日まで1,000円です。

アクセス

JR東京駅から東北新幹線でJR新白河駅にて下車、車で40分

※新白河駅からの送迎バスあり。（完全予約制）

東北自動車道白河ICより40分

4. 心身の健康管理

(1) 身体の健康管理 メディカルセンター

(ミレニアムハウス1階 Tel.043-273-1495)

① 傷病者の応急手当・健康相談

ケガや病気の応急処置、気分が悪い時等のベッドでの休養、健康相談、病院案内等を行なっています。
お薬はお渡しできません。

開室時間 平日 9:00～11:10 / 12:10～17:15

土 9:00～11:30 (緊急時は午後も17:15まで受け付けます)

(メディカルセンター不在時は学生課(1号館1階)へ申し出てください。)

※健康保険証は、常に携帯してください。扶養者と別居している学生で保険証が個別にない場合は、必ず、「遠隔地被保険者証」の交付を受けてください。

※体温計、絆創膏、マスク、感冒薬、解熱鎮痛薬、胃腸薬、持病の薬等を入れた救急箱を自宅に備えておいてください。

② 健康診断

健康診断は年1回必ず受診してください。

定期健康診断…4月初旬、9月中旬(9月入学生)

検査項目…胸部レントゲン・内科診察・身長・体重・視力・血圧・尿
血液検査(新入生のうち希望者のみ)

※結果は4月下旬～5月中旬に院生メールボックスへお配りします。

③ 学校感染症と診断された場合

医療機関で学校感染症と診断された場合は、その時点で「出席停止」となります。診断後速やかにメディカルセンターへ電話連絡し、治療に専念してください。登校の際には、医師が記載した「登校許可書」をメディカルセンターへ提出してください。以上の手続きを行った場合に限り、欠席扱いとはなりません。

※KUIS登校許可書は以下よりダウンロードできます。

・KUIS Campus Web→キャビネット→各部署情報→メディカルセンター→KUIS登校許可書

・KUIS HP→施設案内→5号館(ミレニアムハウス)→メディカルセンター→KUIS登校許可書

学校感染症の種類と出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第18条、第19条による）

種別	疾患名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過する
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹発現後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎		
第3種	【その他の感染症】 ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)など	条件によっては出席停止となる
		医師が感染のおそれがないと認めるまで

④ 健康診断証明書の購入方法

I. 自動証明書発行機から購入できる健康診断証明書

- ・健康診断証明書和文…1通 300円

但し、学内健康診断の結果がすべてA判定且つ、他覚所見も異常がない場合のみ

II. 自動証明書発行機から購入できない健康診断証明書

- ・学内健康診断の結果がA判定以外か、他覚所見に異常がある場合
- ・所定の書式
- ・追加の項目がある
- ・英文

注1；毎年3月下旬～5月初旬はデータ更新期間のため発行機からは購入できません。

注2；IIの場合は他院に依頼することになります。時間に余裕を持ってメディカルセンターへ相談してください。

(2) 心の健康管理＜学生相談・カウンセリング・ハラスメント相談＞

① 学生相談 学生課／メディカルセンター

学生生活の中で、生じる様々な悩みや不安の相談を受け付けています。ひとりで悩まずに、勇気を出して声をかけてください。少しでも解決の糸口が見つかるように共に考えましょう。内容は、自分の性格、学業、対人関係、将来、家庭等、何でも受け付けています。

学生課・メディカルセンターに来る気持ちになれないときは、電話、E-mail、手紙を使っても構いませんが、相談の日時を決めるために連絡をとることが必要となる場合もありますので、必ず学籍番号と氏名を教えてください。相談の内容はすべて厳重な秘密扱いとなります。相談員は任期中も退任後も、相談員として知り得た情報を他に漏らすことは決してありませんので、安心して相談してください。

※学生相談員は、毎年、年度初めに、教職員から選任されます。学生相談員一覧、連絡先は、下記をご覧ください。

KUIS Campus web → キャビネット → 各部署情報 → メディカルセンター → 学生相談・カウンセリング

② カウンセリング メディカルセンター

臨床心理士によるカウンセリングを予約制で行っています。

内容は心や身体に関すること等何でも受け付けています。

申し込み・問い合わせはメディカルセンターまでご連絡ください。

相談の内容はすべて厳重な秘密扱いとなりますので安心してご相談ください。

③ ハラスメント相談 メディカルセンター

本学では、勉学・課外活動・研究・就業上の関係を利用してなされる次のような行為は、すべてハラスメントとみなされます。

・利益または不利益をほのめかしながら、相手方の望まない行為を要求したり、誘いかけたりすること。

・相手方に不快な思いや精神的・肉体的・社会的苦痛を感じさせたり、利益または不利益を与えること。

メディカルセンターはハラスメント防止委員会相談窓口です。ハラスメントの被害を受けた（または受けている）と思った場合は、メディカルセンターやハラスメント相談員へ、電話またはE-mailで相談することができます。ひとりで悩まずに、勇気をもって速やかに相談してください。

※ハラスメント相談員は、毎年、年度初めに、教職員から選任されます。ハラスメント相談員一覧、連絡先は、下記をご覧ください。

KUIS Campus web → キャビネット → 各部署情報 → メディカルセンター → ハラスメント相談

学生相談・カウンセリング・ハラスメント相談受付

場所：メディカルセンター（ミレニアムハウス1階）

時間：平日 9：00～11：10／12：10～17：15

土 9：00～11：30（緊急時は午後も17：15まで受け付けます）

Tel：(043) 273-1495 E-mail：mc@ml.kuis.ac.jp

soudan-kuis@ml.kuis.ac.jp（ハラスメント相談）

5. その他

(1) 喫煙・飲酒

本学では、校内での喫煙・飲酒は禁止しています。大学所定の喫煙所で他への迷惑とならないように喫煙して下さい。

また、未成年者の喫煙・飲酒は法律で禁止されています。成年者は未成年者に対して喫煙・飲酒をすすめるような言動は避けて下さい。特に「一気飲み」等を無理強いされ、急性アルコール中毒で死亡した例も多々あります。絶対にやめましょう。

(2) 個人情報流出に対する注意

無言電話、いたずら電話、不審なメール等の被害が相次いでいます。自分の住所、氏名、電話番号、携帯電話（PHS）番号、Eメールアドレス等を安易に他に漏らさないようにして下さい。大学内外を問わず、アンケート・アルバイト・署名活動等には細心の注意を払って下さい。思わぬところで被害に巻き込まれる恐れがあります。

個人情報各自がしっかり管理し、常に敏感に対応して下さい。

(3) 悪徳商法の被害防止

学生をターゲットにした強引なセールスによる金銭トラブルが増えています。路上でのキャッチセールス、電話やダイレクトメールによるアポイントメントセールス、「〇〇セミナー」と称する詐欺まがいのセールス、ねずみ算式に会員を増やすマルチ商法等がありますが、いずれも安易な契約がトラブルの原因です。おかしいと思ったらはっきりと断り、契約に際しては、その内容について確認し、十分に検討した上で判断して下さい。なお、店舗以外で契約した場合は、契約日を含めて8日間以内なら無条件で解約できる「クーリングオフ制度」があることも知っておいて下さい。

上記のようなトラブルに巻き込まれた場合や、なにか悩み事がある場合は、ひとりで悩まず、相談に来て下さい。個人の秘密は厳守します。(IV.4.参照)

V. 諸 規 程

1. 神田外語大学大学院学則

第1章 総則

(設置)

第1条 神田外語大学学則（以下「本学学則」という）第3条の2により本学に神田外語大学大学院（以下「大学院」という）を置く。

(目的)

第2条 大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 言語科学研究科としての教育研究目的は、人間の知的活動の基盤である言語について、その特性や本質を、主に日本語と英語の研究を中心に理論的に解明し、また、各々の言語の教育とコミュニケーションを実践及び研究し、多文化共生が求められる社会情勢のなかで、「ことばの専門家」として先導的な役割を果たす人材を育成する事とする。

(自己評価等)

第2条の2 本大学院の教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施に必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

言語科学研究科

(課程)

第4条 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、自立して研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第5条 研究科に次の専攻を置く。

博士前期課程

英語学専攻

日本語学専攻

博士後期課程

言語科学専攻

(収容定員)

第6条 大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語科学研究科	英語学専攻	8	16		
	日本語学専攻	8	16		
	言語科学専攻			2	6
合計		16	32	2	6

第3章 授業科目・単位・履修方法等

(授業科目及び単位)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとし、研究科に開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

2 英単語専攻においては、前項の授業及び研究指導を、週末その他の特定の時間又は時期に行う。

(履修方法)

第8条 学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、英語学専攻にあつては37単位以上を、日本語学専攻にあつては32単位以上を、博士後期課程にあつては12単位以上をそれぞれ修得しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、日本語学専攻の学生のうち修士論文に代え、修士研究報告を提出する者にあつては、40単位以上を修得しなければならない。

3 学生は、履修する授業科目の選択にあつては、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

4 研究科長が必要と認めるときは、日本語学専攻にあつては、学部の授業科目を8単位に限り履修させることができる。また、言語科学専攻にあつては、日本語学専攻の授業科目から単位数に制限なく履修させることができ、修得単位のうち4単位を博士の修了要件単位として組入れさせることができる。

5 研究科長が教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、博士前期課程の学生に、他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

6 前項の規定により修得した単位について、大学院言語科学研究科会議（以下「研究科会議」という）の議に基づき、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

7 学生は、他大学院修士課程（博士前期課程）において修得した単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。

8 前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科会議の議に基づき、10単位を限度としてこれを認めることができる。

9 学生は、科目等履修生として修得した本大学院博士前期課程の単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。

10 前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科会議の議に基づき、20単位を上限としてこれを認めることができる。

11 6項、8項および10項で認められる単位数は合計で20単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格)

第9条 研究科において、教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は別に定める。

(履修の細目)

第10条 第8条及び第9条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第11条 授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

3 各授業科目の試験または研究報告の成績は、これをA・B・C及びFの4種とし、A・B・Cの成績を合格とする。

4 各履修授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

(論文の審査及び最終試験)

第12条 学位論文の提出、その他審査及び最終試験並びに第4章の定める学位の授与等に関する必要な事項については本学学位規程の定めるところによる。

第4章 課程の修了及び学位の授与

(課程修了の要件)

第13条 博士前期課程修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第8条第1項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第8条第1項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第14条 本学大学院博士前期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

言語科学研究科 修士(文学)

2 本学大学院博士後期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、課程修了による博士(「課程博士」として、次の学位を授与する。

言語科学研究科 博士(言語学)

3 前項に定めるもののほか、博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、本学学位規程の定めるところにより、論文提出による博士(「論文博士」として、次の学位を授与する。

言語科学研究科 博士(言語学)

第5章 入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、毎年4月又は9月とする。

(入学資格)

第16条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者

(4) 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め

た者で、22歳に達した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続き)

第17条 入学志願者は、所定の期間内に入学願書に必要書類を添付し、学長に提出するものとする。

(入学者の決定)

第18条 入学志願者に対しては、選考により入学者を決定するものとする。

2 選考に必要な事項は別に定める。

(再入学)

第19条 本学大学院を退学した者が再入学を申し出たときは、これを許可することがある。

2 再入学に必要な事項は別に定める。

(留学)

第20条 留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条の在学年数に算入することができる。

3 第8条第5項及び第6項の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において同条第5項中「他大学」とあるのは、「外国の大学」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 休学期間は、通算して博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

(入学手続等に関する大学学則の準用)

第22条 前3条に定めるもののほか、入学の手続・退学・再入学・転学・休学・復学及び除籍については本学学則の規程を準用する。

(在学年限)

第23条 博士前期課程の標準在学年限は、2年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、2年を越えて在学を許可することがある。

2 前項の規定に関わらず、博士前期課程においては、主として実務の経験を有するものに対し、教育研究上の必要により、標準在学年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 博士後期課程の標準在学年限は、3年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、3年を越えて在学を許可することがある。

第6章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第24条 大学院において、本学大学院学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修し単位修得を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第25条 大学院において、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、教育研究に支障のな

い限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第26条 大学院において、特定の研究課題について、研究指導を受けることを希望する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(研究員)

第27条 学外の学術研究者で、大学院において、本学教員と共同研究を行い、高度の研究に従事しようと希望する者を客員研究員として受け入れることができる。また、大学院における研究活動を申請する研究員を学術研究員として受け入れることができる。

2 客員研究員について必要な事項は、別に定める。

3 学術研究員について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第28条 外国人で、大学院学則第16条にいう大学院入学資格を有し、大学院に入学を希望する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第7章 賞 罰

(賞罰)

第29条 賞罰については、本学学則第45条及び第46条の規定を準用する。

第8章 学 費

(入学検定料等)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用については、別表第2のとおりとする。

2 本学学部卒業見込みの者が引き続いて入学を許可された場合、及び本学学生で第16条第4号の該当者として入学を許可された場合は、入学金を全額免除する。

3 学費については、本学学則第32条第2項から第35条までの規定を準用する。

第9章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

第10章 運営組織

(研究科会議・後期課程会議)

第32条 研究科の前期課程の運営に関する事項を審議するため、研究科会議を置く。

2 研究科の後期課程の運営に関する事項を審議するため、後期課程会議を置く。

3 研究科会議・後期課程会議に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

第33条 研究科に研究科長を置く。

第11章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第34条 本学大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

3 休業日については、本学学則第6条の規定を準用する。

附則

この学則は平成4年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成7年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成10年10月1日から施行する。

附則

この学則は平成11年12月10日から施行し、平成11年9月30日から適用する。

附則

この学則は平成13年5月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成25年9月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

1 英語学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
Teaching Methodology (教授法)		
Principles and Practices of TESOL Classroom	3	
Specialized TESOL Methodology: Listening	1	
Specialized TESOL Methodology: Speaking	1	
Specialized TESOL Methodology: Reading	1	
Specialized TESOL Methodology: Writing	1	
Specialized TESOL Methodology: Vocabulary	1	
Specialized TESOL Methodology: Grammar	1	
Specialized TESOL Methodology: Task-based Language Teaching	1	
Specialized TESOL Methodology: Culture	1	
Specialized TESOL Methodology: Teaching English to Young Learners	1	
Specialized TESOL Methodology: Group Dynamics	1	
Specialized TESOL Methodology: CALL	1	
Specialized TESOL Methodology: Current Topics	1	
Practicum and Classroom Observation (実習・授業観察)		
Integrated Skills Practicum and Classroom Observation	3	
Specialized Practicum and Classroom Observation: Listening and Speaking	3	
Specialized Practicum and Classroom Observation: Reading and Writing	3	
Guided Teaching	1 ~ 2	教育実習
Language Analysis, Acquisition and Assessment (言語分析・習得・評価)		
Pedagogical English Grammar	3	
English Phonetics & Phonology	3	
Second Language Acquisition	3	
Pragmatics for Language Educators	3	
Sociocultural Approaches to Second Language Learning and Teaching	3	
Second Language Assessment	3	
Electives (自由選択科目)		
Principles of Teaching English to Young Learners	3	
Learner Autonomy	3	
MA Research Project		
MA Research Project	1	研究指導

2 日本語学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
共通研究科目群		
統計処理法	4	
言語科学演習A	2	
言語科学演習B	2	
言語科学演習C	2	
言語科学演習D	2	
言語科学演習E	2	
修士研究	2	研究指導
言語研究科目群		
言語学概論	4	
日本語学研究（音声・音韻）	4	
日本語学研究（統語）	4	
日本語学研究（語彙・意味）	4	
日本語学研究（方言・日本語史）	4	
日英対照言語研究	4	
日中対照言語研究	4	
日韓対照言語研究（院）	4	
日西対照言語研究	4	
言語習得研究	4	
言語学持論	4	
言語教育研究科目群		
応用言語学研究	4	
日本語習得研究	4	
評価法研究	4	
日本語教育学研究	4	
日本語教育文法研究	4	
日本語教育教材研究	4	
言語教育学持論	4	
日本語教育実習 A	2	
日本語教育実習 B	2	
コミュニケーション言語文化研究科目群		
異文化コミュニケーション研究	4	
日本研究	4	
言語文化研究	4	
比較文化論	4	
比較文学研究	4	
談話分析研究	4	
社会言語学研究	4	

3 言語科学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
言語学特論演習	4	
言語学特殊研究	4	
言語学特殊研究 A	4	
言語学特殊研究 B	4	
英語学特論演習	4	
英語学特殊研究	4	
英語教育学特論演習	4	
英語教育学特殊研究	4	
言語教育学特論演習	4	
言語教育学特殊研究	4	
日本語学特論演習	4	
日本語学特殊研究	4	

別表第 2 (第30条関係)

1 英語学専攻 (単位円)

項 目	金 額
入 学 検 定 料	30,000
入 学 金	250,000
授 業 料	1 単位につき 65,000

2 日本語学専攻、言語科学専攻 (単位円)

項 目	金 額
入 学 検 定 料	30,000
入 学 金	250,000
授 業 料	890,000
施 設 設 備 費	230,000

2. 神田外語大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、神田外語大学学則及び神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に定めるもののほか、神田外語大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

- 2 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。
- 3 修士の学位は、大学院学則第13条第1項及び第2項に規定する者に授与する。
- 4 博士の学位は、大学院学則第13条第3項及び第14条第3項に規定する者に授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、学部、研究科ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

外国語学部

英語・地域文化

中国語・地域文化

スペイン語・地域文化

韓国語・地域文化

国際コミュニケーション

国際言語文化（インドネシア語・英語、ベトナム語・英語、タイ語・英語、ブラジル・ポルトガル語・英語、日本語・英語）

インドネシア語・地域文化

ベトナム語・地域文化

タイ語・地域文化

ポルトガル語・地域文化

(2) 修士の学位

言語科学研究科

文学

(3) 博士の学位

言語科学研究科

言語学

(修士論文及び修士研究報告の提出資格)

第4条 修士論文を提出できる者は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。

- 2 修士論文に代え、特定の課題についての研究の成果（以下「修士研究報告」という）を提出できる者は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。
- 3 修士論文及び修士研究報告は、博士前期課程在学中に提出しなければならない。
- 4 修士論文あるいは修士研究報告を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得た論文題目あるいは修士研究報告題目を、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

5 大学院学則第13条第1項ただし書きにより、修業年限を短縮して課程修了の認定を受けようとする者で、修士論文を提出できる者は、所定の授業科目について、32単位以上を修得できる見込みがあると研究科会議が認め、かつ、必要な指導を受けた者とする。

(博士論文の提出資格)

第5条 博士論文を提出できる者は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について6単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。

2 博士論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得た論文題目を、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

3 大学院学則第13条第3項ただし書きにより、修業年限を短縮して課程修了の認定を受けようとする者で、博士論文を提出できる者は、12単位以上を修得できる見込みがあると研究科会議で認め、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

4 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者が、退学後に博士の学位の授与を申請する時は、博士論文を提出する前に「研究報告」(論文)を提出しなければならない。

5 「研究報告」(論文)の審査に合格した者は、退学後3年以内に博士論文を提出することができる。ただし、博士論文提出までの期間は、博士後期課程入学後7年を超えることができない。この場合、在学中に博士論文を提出した者に準じて取り扱うものとする。

6 大学院学則第14条第3項により、「論文博士」の学位を取得しようとする者は、学位申請論文を提出し、内見委員会の予備審査を受けなければならない。

7 内見委員会の予備審査に合格した者は、課程博士の場合に準じて、博士論文審査委員会の本審査を受けることができる。

(修士論文、修士研究報告及び博士論文)

第6条 修士論文は、1編3通(正本及び副本2通)及びその要旨3通を提出しなければならない。

2 修士研究報告は、1編2通(正本及び副本1通)及びその要旨2通を提出しなければならない。

3 博士論文は、1編5通(正本及び副本4通)及びその要旨5通を提出しなければならない。

4 修士論文、修士研究報告、博士論文及びその要旨は、日本語又は英語により執筆するものとする。

5 修士論文、修士研究報告、博士論文の提出にあたり、参考として、他の論文等を添付することができる。

(学位論文等の受理及び審査の付託)

第7条 研究科長は、前条第1項及び第3項の規定により提出された、修士論文又は修士研究報告を受理したときは、修士論文の審査及び最終試験又は修士研究報告の審査を、研究科会議に付託するものとする。

2 研究科長は、前条第4項の規程により提出された、博士論文を受理したときは、博士論文の審査及び口述試験を、後期課程会議に付託するものとする。

(審査委員)

第8条 修士論文の審査及び最終試験を付託された研究科会議は、研究科の教員のうちから、指導教員を含む3名の修士論文審査委員を選定して、その審査等を行わせるものとする。

2 修士研究報告の審査を付託された研究科会議は、研究科の教員のうちから、2名の修士研究報告審査委員を選定して、その審査を行わせる。

3 研究科会議が必要と認めるときは、前2項の審査委員以外の教員の協力を得ることができる。

4 博士論文の審査委員については、別に定める。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第9条 審査委員が、学位論文等の審査及び最終試験を行う。

2 修士論文及び修士研究報告の最終試験は、提出された論文等を中心として、口述又は筆記により行う。

3 大学院学則第14条第2項による「課程博士」の審査にあたる審査委員は、博士論文の審査及び口述又は

筆記による最終試験を行う。又、同条第3項による「論文博士」の審査については、課程博士の審査基準に準じて行うこととし、審査委員は、博士論文の審査及び口述又は筆記による学力の確認を行うものとする。

4 学位論文等の審査及び最終試験は、次の期間内に終了するものとする。

- (1) 修士論文及び修士研究報告は、当該学生が在学する期間内
- (2) 博士論文は、原則として、当該論文を受理した日から1年以内
(審査結果の報告)

第10条 修士論文審査委員は、修士論文の審査及び最終試験終了後、速やかに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

2 修士研究報告審査委員は、審査終了後、速やかにその成績を、文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

3 博士論文審査委員は、博士論文の審査及び口述試験終了後、速やかに論文の審査結果の要旨及び審査結果報告書を添えて、文書をもって後期課程会議に報告しなければならない。

(学位授与の議決及び学長への報告)

第11条 研究科長は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かについて議決し、その結果を、文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、第2条第2項の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者には学位を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与すべき者には、学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位の名称使用)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位（専攻分野を含む）の次に「神田外語大学」と付記しなければならない。

(博士論文の要旨等の公表)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に関わる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、後期課程会議の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、後期課程会議は、請求があったときは、当該博士論文の全文を閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則としてKUIS学術情報リポジトリの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第16条 本学が、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は、名誉を

著しく汚す行為があったときは、学長は、学士の学位にあっては教授会、修士の学位にあっては研究科会議、博士の学位にあっては後期課程会議の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位論文の保管)

第19条 修士又は博士の学位を授与した学位論文は、正本を本学附属図書館に保管するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年12月10日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 1

第2条第2項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(本 籍)
(氏 名)
昭和 年 月 日生
本学外国語学部 ○ ○ 学科 所定の課程を修め本学を卒業し たので学士(○○・地域文化)の学 位を授与する
平成 年 月 日
神田外語大学長

別記様式 2

第2条第3項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(氏 名)
昭和 年 月 日生
本学大学院言語科学研究科○○ 学専攻の修士課程を修了したの で修士(文学)の学位を授与す る
平成 年 月 日
神田外語大学長

別記様式 3 (1)

第2条第4項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(本 籍)
(氏 名)
昭和 年 月 日生
本学大学院言語科学研究科言語 科学専攻の博士後期課程を修了 したので博士(言語学)の学位 を授ける
平成 年 月 日
神田外語大学長

別記様式 3 (2)

第2条第4項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(本 籍)
(氏 名)
昭和 年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の 審査及び試験に合格したので博 士(言語学)の学位を授ける
平成 年 月 日
神田外語大学長

3. 神田外語大学学則（抜粋）

第3章 学年・学期及び休業日

（学年）

第4条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

（休業日）

第6条 休業日は次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日（10月18日）
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4章 入学・休学・退学及び転科

（入学手続）

第12条 入学選考の結果、合格した者は、指定の期日までに入学金、授業料、その他の費用及び所定の書類を提出しなければならない。

2 入学手続の時期、方法及び書類については、別に定める。

（入学許可）

第13条 入学手続を行い、誓約書及び身元保証書を指定の期日までに提出した者に対し、学長は入学を許可する。

（編入学及び再入学）

第14条 本学に編入学及び再入学を希望する者が所定の手続により志願したときは、欠員のある場合に限り、特別の選考を行い、教授会の議を経て学長がこれを許可する。ただし編入学及び再入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 他の大学において2年以上の課程を修了した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 本学を退学し、再入学を希望する者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

3 編入学及び再入学に必要な事項は別に定める。

（休学）

第16条 病気、留学又は止むを得ない事由により引続き1学期間以上修学困難な者は、学長に休学を願い出

ることができる。

- 2 休学の許可は教授会の議を経て学長が行う。
- 3 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 4 休学の期間は1年をこえることができない。ただし、特別の事由がある場合には、2年を限度として、休学期間を延長し、又は命ずることができる。
- 5 休学期間は、通算して3年をこえることができない。
- 6 休学期間は、第3条第2項の在学期間に算入しないものとする。
- 7 休学に必要な事項は別に定める。

(復学)

第17条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、学長に復学を願い出なければならない。

- 2 復学の許可は、教授会の議を経て学長が行う。
- 3 復学に必要な事項は別に定める。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、学長に退学を願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 退学に必要な事項は別に定める。

(転学)

第19条 他の大学に転学しようとする者は、学長に転学を願い出て許可を受けなければならない。

- 2 転学に必要な事項は別に定める。

第7章 学費

(入学検定料等)

第32条 入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用は、別表第2のとおりとする。

- 2 入学金及び授業料その他の諸費用は、指定期間内に納入しなければならない。
- 3 編入学、再入学の者については別に定める。

(休学の場合の費用)

第33条 第16条の規定による休学期間中の者については、該当学期の学納金を免除し、在籍料として1学期間に対して5万円を徴収する。

(退学・転学の場合の費用)

第34条 退学もしくは転学した者、除籍された者、又は停学中の者も本章に定める費用を全納しなければならない。

(納入金の不還付)

第35条 既に納入した費用については、理由の如何にかかわらず返却しないものとする。

第11章 賞罰等

(表彰)

第45条 学長は本学学生にして表彰に値する行為のあったときは、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本学の教育の趣旨にそむき、学生の本分に反する行為のある学生に対して、学長は教授会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学則に反し、学内の秩序をみだし、その他学生の本分にもとると認められる行為を行う者。
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者。
- 4 懲戒につき必要な事項は別に定める。
- (除籍)

第47条 次の各号の一に該当する学生は学長が除籍する。

- (1) 所定の登録手続をせず、又休学、退学の手続をしない者。
- (2) 第3章第2項または第3項に定める在学年限をこえる者。
- (3) 第16条に定める休学期間をこえても、なお復学もしくは退学しない者。
- (4) 学費納入の義務を怠った者。

4. 入学金および授業料の特例に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人佐野学園の設置校間で入学する場合の入学金の特例及び神田外語大学大学院の授業料、施設設備費の特例について定める。以下、外国語学部は神田外語大学外国語学部、大学院は神田外語大学大学院と読み替える。

(入学金)

第2条 前条における入学金の額は、次の通りとする。

- (1) 神田外語学院から外国語学部1年次入学（但し、特別推薦入試により入学を許可された者に限る）全額免除
- (2) 外国語学部から大学院修士課程入学全額免除
- (3) 大学院修士課程から大学院修士課程入学全額免除
- (4) 大学院修士課程から大学院博士後期課程入学全額免除

(授業料、施設設備費)

第3条 第1条における授業料と施設設備費の合計額は、次の通りとする。

- (1) 大学院修士課程日本語学専攻に標準修業年限2年を超えて在学する者で、且つ、課程修了に必要な授業科目をすでに修得している者年額の2分の1
- (2) 大学院博士後期課程の標準修業年限3年を超えて在学する者で、且つ、課程修了に必要な授業科目をすでに修得している者年額の2分の1
- (3) 前2項の場合、前期をもって在学を修了する者年額の4分の1

附則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 神田外語大学入学金減免規程及び神田外語大学大学院入学金減免規程は廃止する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する

附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

5. 神田外語大学大学院ティーチング・アシスタント内規

(趣旨)

第1条 神田外語大学大学院（以下「大学院」という。）におけるティーチング・アシスタントの取扱いについては、この内規の定めるところによる。

(制度の目的)

第2条 ティーチング・アシスタントの制度は、優秀な大学院生に対し、教育的指導のもとに、本学の学部又は大学院における教育補助業務を行わせることによって、将来の研究者、指導者としての資質を養うことを目的とする。

(職務内容)

第3条 ティーチング・アシスタントは、当該大学院生に対する研究指導を担当する教員の指示に従い、当該教員が担当する学部又は大学院修士課程の学生に対する講義、実習、演習、試験等の教育補助業務にあたる。

(時間)

第4条 ティーチング・アシスタントとして従事する時間は、1週間当たり5時間を基準とする。

(採用)

第5条 ティーチング・アシスタントは、本学大学院の博士後期課程に在学している者又は修士課程に在学している者で、学業成績が優秀であり、かつ、教育補助業務を遂行する能力・適性を有する者のうちから、研究科会議の議を経て、学長が採用する。

2 ティーチング・アシスタントの採用は、任期を限って行うものとする。終期は、採用日の属する年度をこえることはできない。

(給与)

第6条 ティーチング・アシスタントには、時間給による手当を支給するものとする。

勤務1時間当たりの手当額は、当分の間次のとおりとする。

博士後期課程に在籍している者 1,200円

修士課程に在籍している者 1,000円

附則

本内規は、平成6年7月1日から施行する。

附則

本内規は、平成14年4月1日から施行する。

6. 神田外語大学附属図書館利用細則（抄）

（趣旨）

第1条 神田外語大学附属図書館規則第6条に基づく図書館の利用については、この細則の定めるところによる。

（図書区分）

第2条 図書は次のとおり区分する。

- (1) 普通図書（参考図書を含む）
- (2) 貴重図書及び特殊図書
- (3) 新聞、雑誌その他逐次刊行物
- (4) 視聴覚資料
- (5) マイクロ資料その他

（利用資格）

第3条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部生（科目等履修生、聴講生を含む）
- (3) 本学の大学院生
- (4) 本学の留学生別科生
- (5) 本学の卒業生（大学院修了者及びそれに準じる者を含む）
- (6) 本学の元専任職員
- (7) その他館長の許可を受けた者

（開館時間）

第4条 開館時間は次のとおりとする。

- (1) 平日午前9時から午後7時50分まで
 - (2) 土曜日午前9時から午後5時まで
- 2 臨時に開館時間の変更を必要とするときは、館長がそのつど定める。

（休館日）

第5条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、本学の授業実施日は除く）
 - (3) 本学創立記念日
 - (4) 毎月最終土曜日
 - (5) 夏季・冬季・春季休業中の一定期間
- 2 臨時に休館を必要とするときは、館長がそのつど定める。

（館内閲覧）

第6条 利用者は、特に指定された図書を除き、自由に図書を閲覧することができる。

- 2 閲覧後の図書は所定の位置又は返却台に戻さなければならない。

（館内規律）

第7条 利用者は館内において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 喫煙及び飲食をしないこと。

- (3) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) その他、図書館職員の指示及び図書館掲示事項に従うこと。

(館外帯出)

第8条 利用者は、特に指定された図書を除き、所定の手続を経て、館外に図書を帯出することができる。

(帯出冊数及び期間)

第9条 館外に帯出できる図書の冊数及び期間は次のとおりとする。

- (1) 本学の職員 20冊 90日
- (2) 本学の学部生 10冊 14日
- (3) 本学の大学院生 15冊 30日
- (4) 本学の留学生別科生 10冊 14日
- (5) 本学の卒業生 10冊 14日
- (6) 本学の元専任職員 10冊 14日
- (7) その他館長の許可を受けた者そのつと指定する。

2 休業期間(夏季・冬季・春季)に館外に帯出する図書については、前項の規定にかかわらず、館長がそのつと期間を定める。

(転貸の禁止)

第10条 帯出した図書を転貸してはならない。

(帯出禁止図書)

第11条 次の各号に掲げる図書は原則として館外に帯出することができない。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 参考図書
- (3) 新聞、雑誌その他逐次刊行物
- (4) 視聴覚資料
- (5) マイクロ資料その他
- (6) 館長が特に指定した図書

(帯出図書の返却)

第12条 帯出図書は期限内に返却しなければならない。

- 2 職員が離職又は休職するときは、帯出中の図書を直ちに返却しなければならない。
- 3 学生が卒業・修了、退学若しくは休学するときは、帯出図書を直ちに返却しなければならない。
- 4 帯出図書は、帯出期間中であっても、館長が必要と認めるときは返却を求めることができる。

(文献複写)

第14条 図書の文献複写については、特に指定されたものを除き、調査研究上の目的に限って、図書の一部分を著作権法の範囲内で複写することができる。

(AVコーナー、コンピュータ室、グループ室の利用)

第15条 利用者はAVコーナー、コンピュータ室、グループ室を利用することができる。これらの施設を利用する場合、利用者は図書館職員の指示に従って利用しなければならない。

(利用の停止)

第16条 この細則に違反したときは、図書館の利用を停止することがある。

(細則の改正)

第17条 この細則の改正は、図書館運営委員会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この細則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成12年9月1日から施行する。

附 則

この細則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成24年4月1日から施行する。

神田外語大学附属図書館規則（抄）

（弁償の責任）

第10条 図書館所属の図書を紛失又は破損した者は、これを弁償しなければならない。

7. 神田外語大学大学院科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条に基づく科目等履修生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、大学院学則第16条に規定する者とする。

(入学志願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書（本学所定）
- (2) 履歴書（本学所定）
- (3) 出身大学等の卒業証明書、修了証明書又は卒業、修了見込証明書
- (4) 出身大学等の成績証明書
- (5) 健康診断書（本学所定）
- (6) 外国人は外国人登録済証明書
- (7) 入学検定料振込証明

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者の選考は、書類審査及び口述試問により行う。

(入学許可)

第6条 前条の選考の結果、合格した者は受講料を添えて、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修科目及び単位)

第7条 履修できる授業科目は、当該年度に開講する授業科目とし、単位取得を希望する科目とする。

2 取得できる単位は、20単位以内とする。

(履修期間)

第8条 履修期間は、入学時に履修を許可された授業科目の開講期間とする。ただし、引続き履修を希望する者は、許可を得て、入学時から4年を限度として期間を延長することができる。

(単位の授与)

第9条 履修した授業科目の試験に合格した場合は、単位を与え、希望者には単位取得証明書を交付する。

(入学検定料、受講料及び登録料)

第10条 入学検定料、受講料及び登録料は次のとおりとする。なお、受講料は全額一括して納入しなければならない。

区 分	金 額	備 考
入 学 検 定 料	20,000円	本学出身者は10,000円
受 講 料	英語学専攻 65,000円 日本語学専攻及び言語科学専攻 20,000円	いずれも1単位の単価
登 録 料	30,000円	

(既納の受講料等)

第11条 既納の入学検定料、受講料及び登録料は、理由の如何を問わず還付しない。

(学則等の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院学則その他の学内規則を準用する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

8. 神田外語大学大学院研究生規則

(趣 旨)

第1条 神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第26条に基づく、大学院研究生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 大学院研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 大学院研究生の入学資格は、大学院学則第16条第1項または第2項に規定する者とする。

(入学志願手続)

第4条 大学院研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書（本学所定）
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- (3) 在職のままで入学を希望する者は、所属長の受験承諾書
- (4) 外国籍の人は外国人登録原票記載事項証明書またはパスポートのコピー
- (5) 入学検定料振込証明
- (6) その他大学が指定するもの

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者の選考は、書類審査及び口述試問により行う。また大学院が必要と判断する場合は学力考査を行う。

2 大学院研究生の受け入れは、大学院学生の研究指導に支障のない範囲とする。

(入学許可)

第6条 前条の選考の結果合格した者は、授業料を添えて、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 大学院研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 大学院研究生の研究期間は、1年以内とする。

2 大学院研究生が、研究期間の延長を願い出たときは、研究科長は、研究上特別の必要があると認めた場合、研究科会議の議を経て、これを許可することができる。ただし1年を限度とする。

(講義への出席等)

第9条 研究科長は、指導教員が必要と認める場合には、授業担当教員の承認を得て、大学院研究生に対し、研究科の講義等に出席を許可することができる。ただし単位の認定は行わない。

(入学検定料及び授業料)

第10条 入学検定料及び授業料は、次のとおりとする。

区 分	金 額	備 考
入 学 検 定 料	20,000円	本学出身者は10,000円
授 業 料	当該年度大学院入学者の授業料の額の2分の1相当額	
施 設 設 備 費	当該年度大学院入学者の施設設備費の額の2分の1相当額	本学出身者は免除する。

(既納の授業料等)

第11条 既納の入学検定料及び授業料は、理由の如何を問わず還付しない。

(研究証明書等)

第12条 大学院研究生が研究した課題及び研究期間等については、本人の請求により研究証明書等を交付することができる。

(学則等の準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、大学院研究生に関し必要な事項は、大学院学則その他の学内規則を準用する。

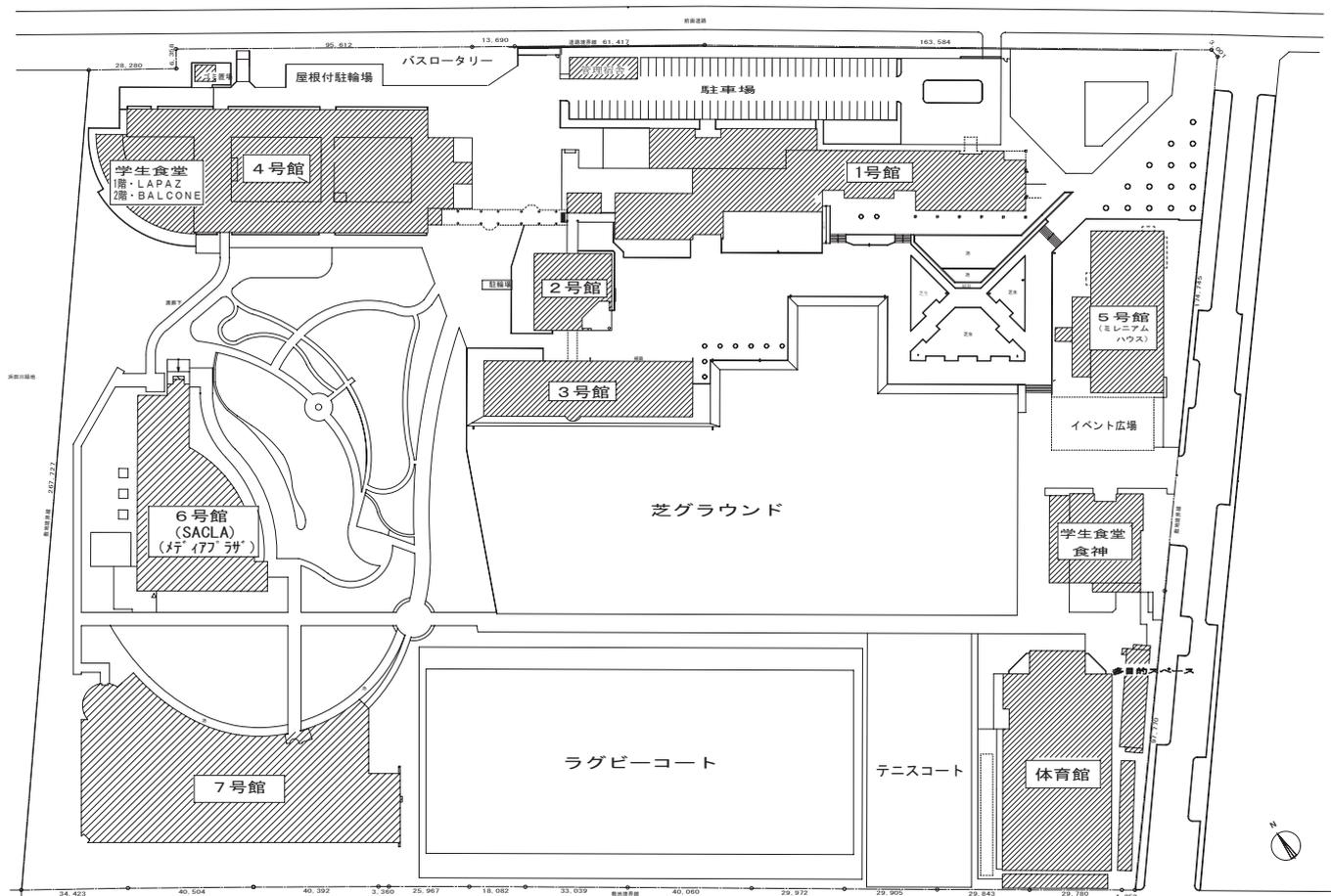
附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

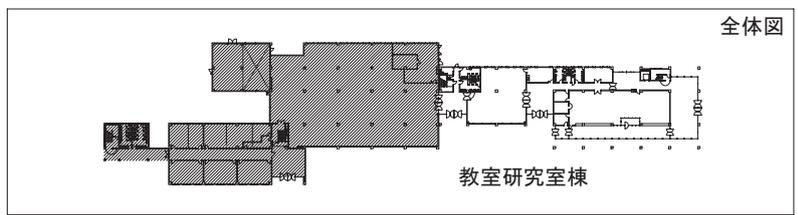
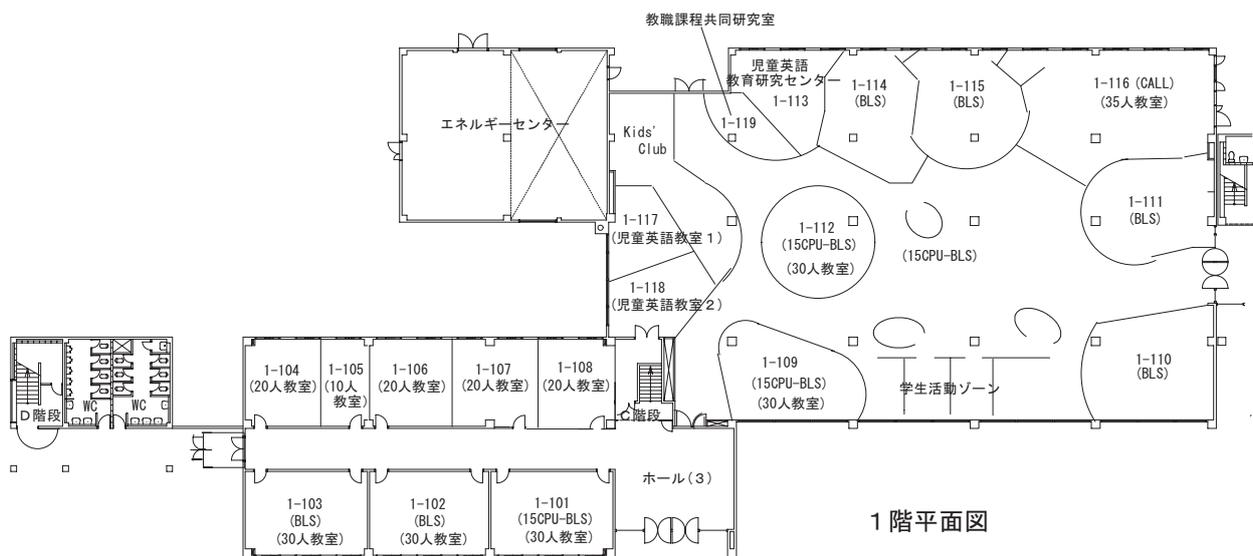
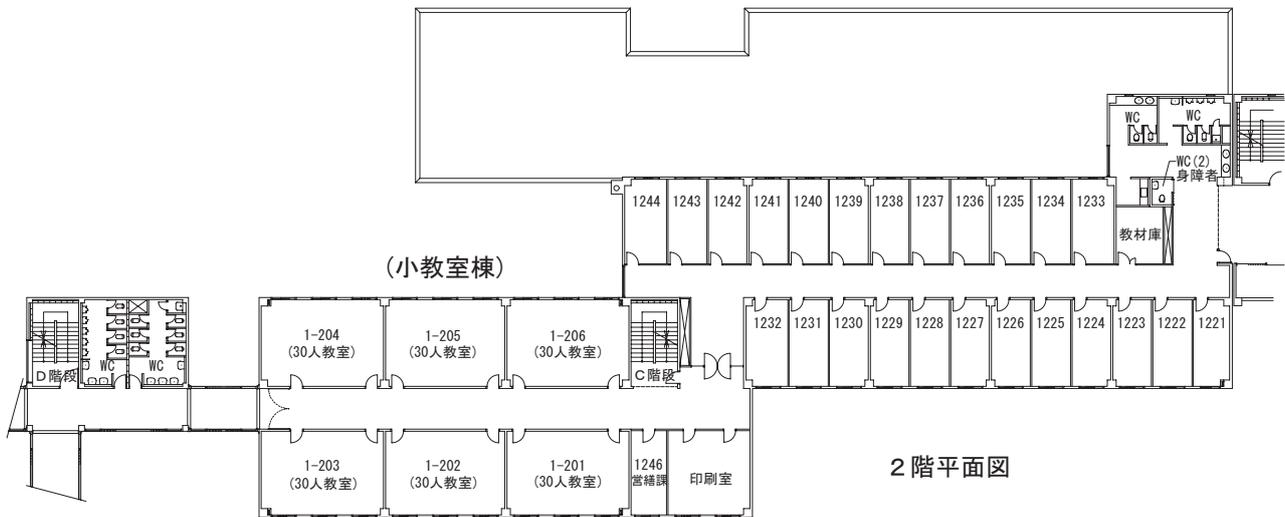
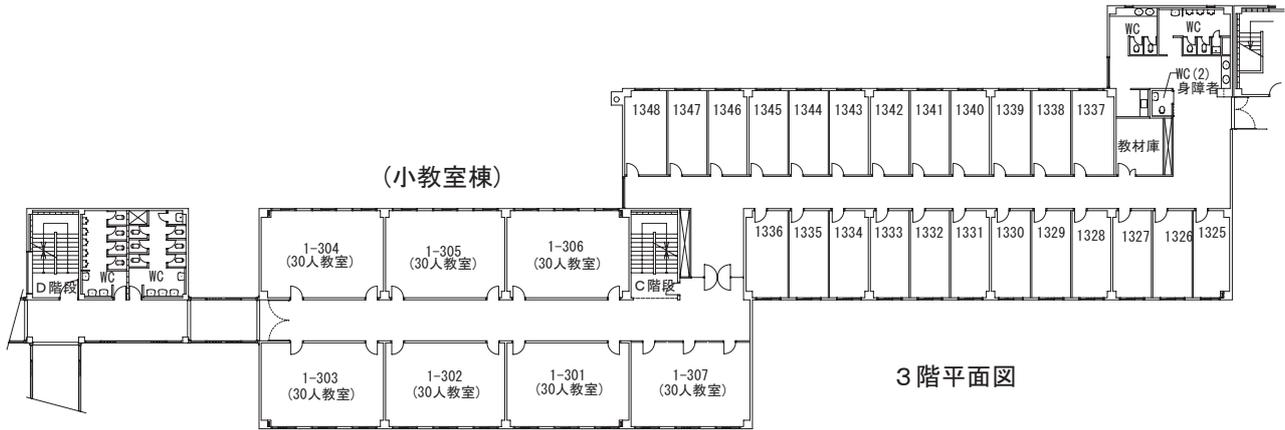
附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

キャンパス平面図

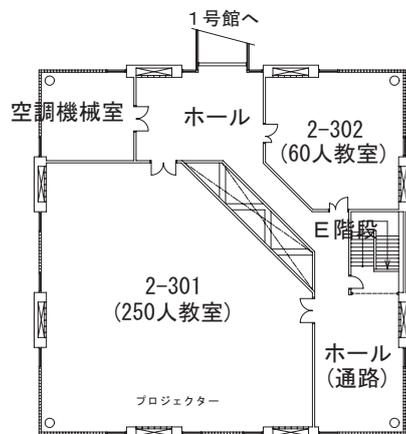


1号館



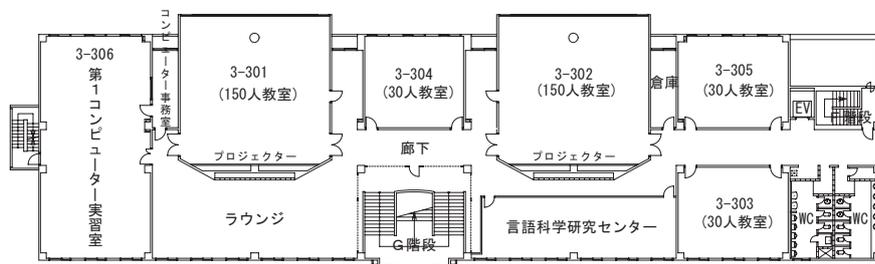
2・3号館

2号館 (中教室棟)

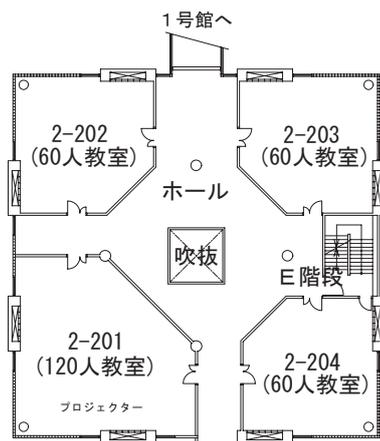


3階平面図

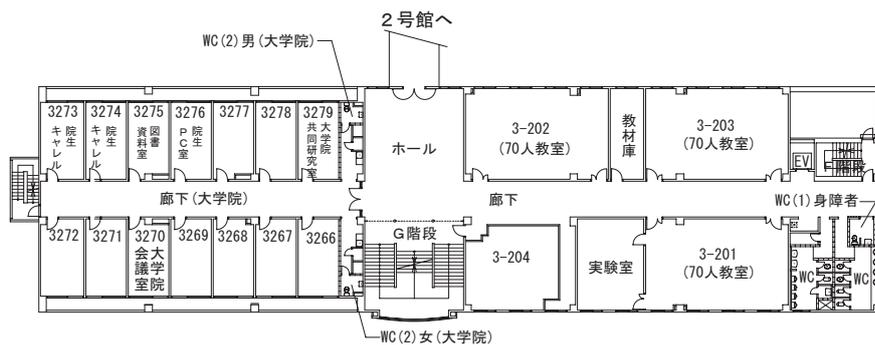
3号館



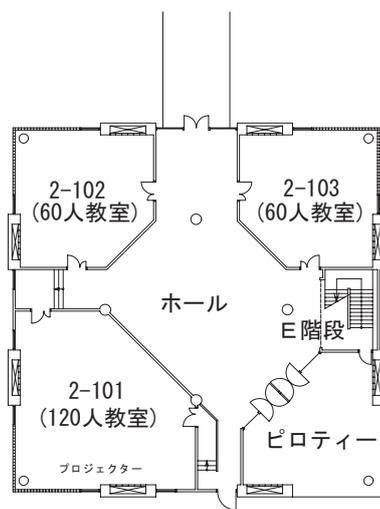
3階平面図



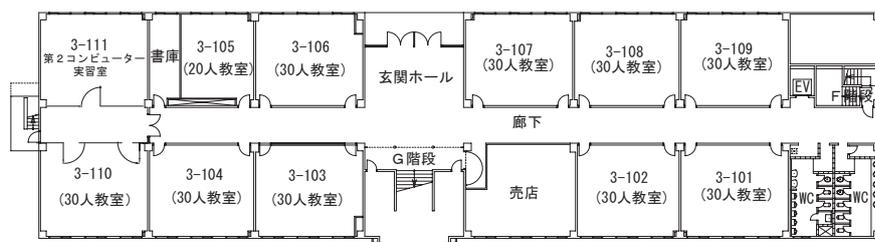
2階平面図



2階平面図

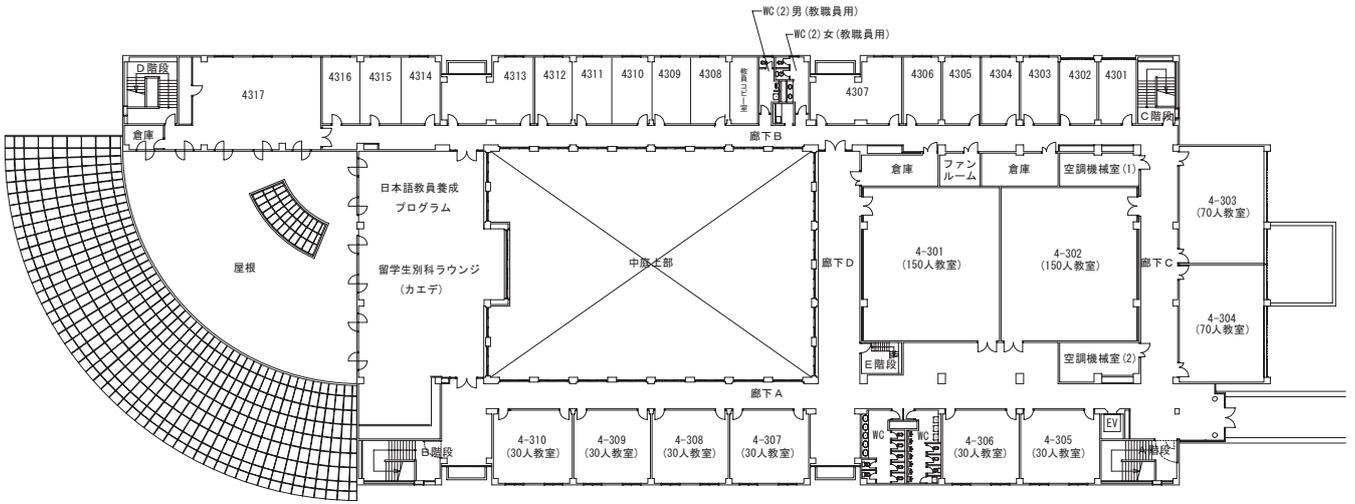


1階平面図

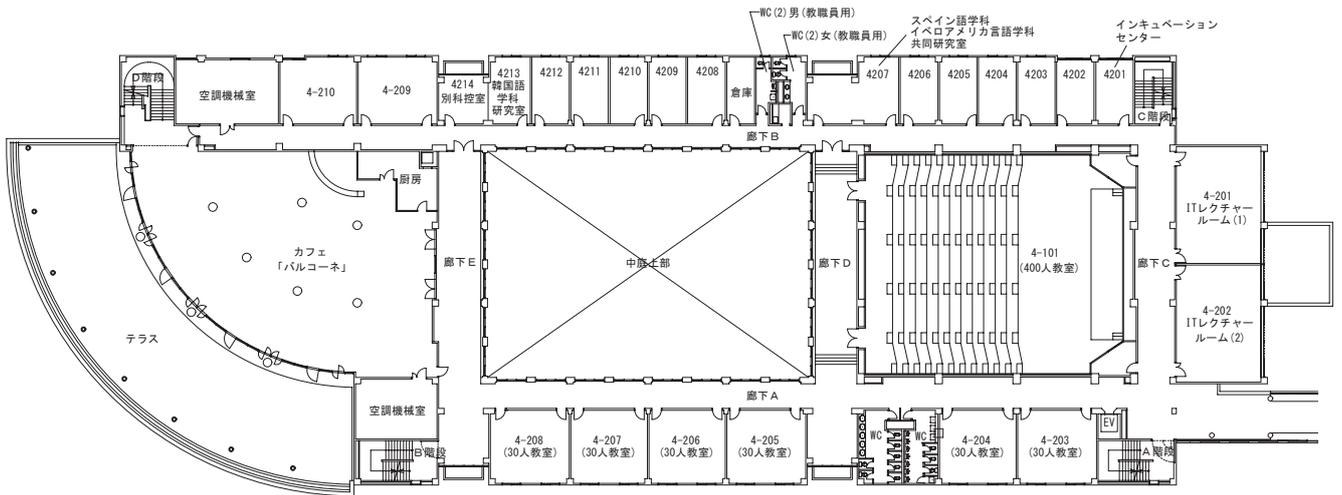


1階平面図

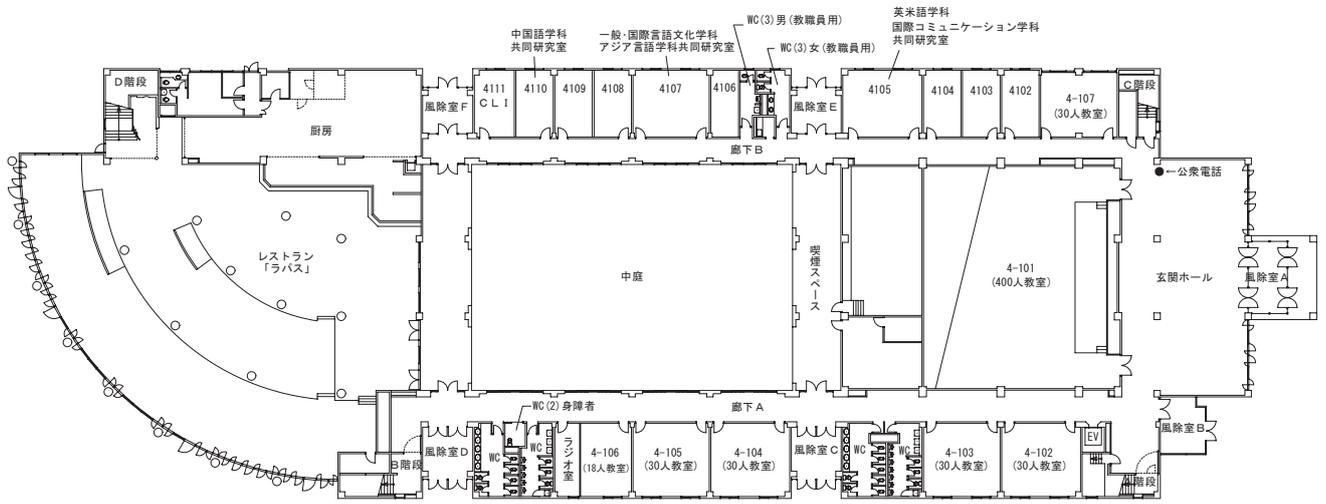
4号館



3階平面図

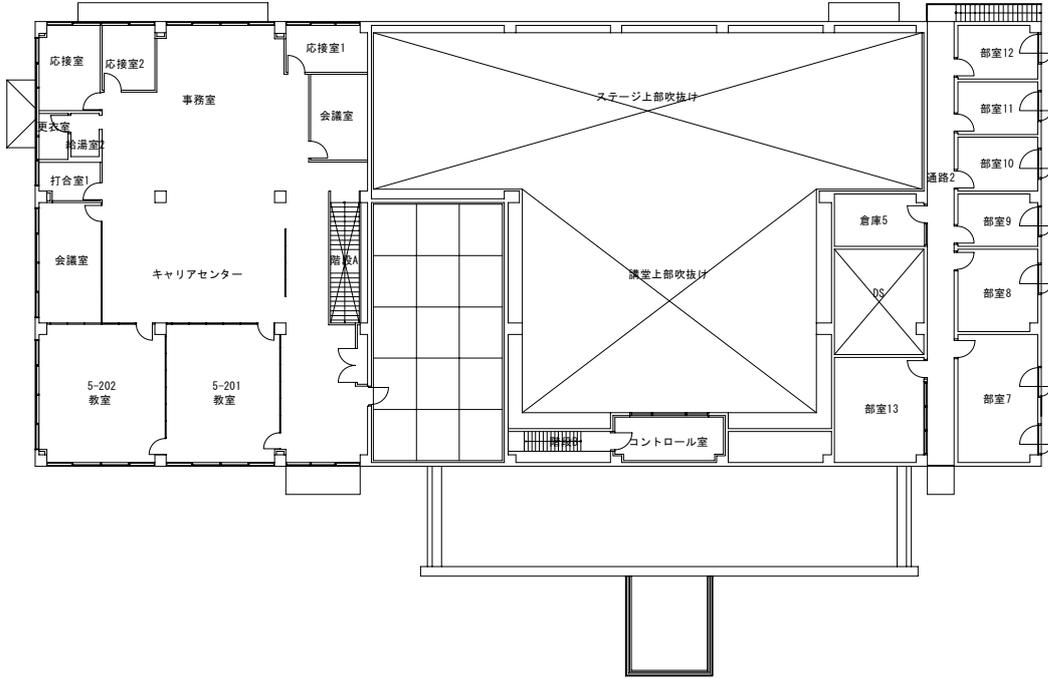


2階平面図

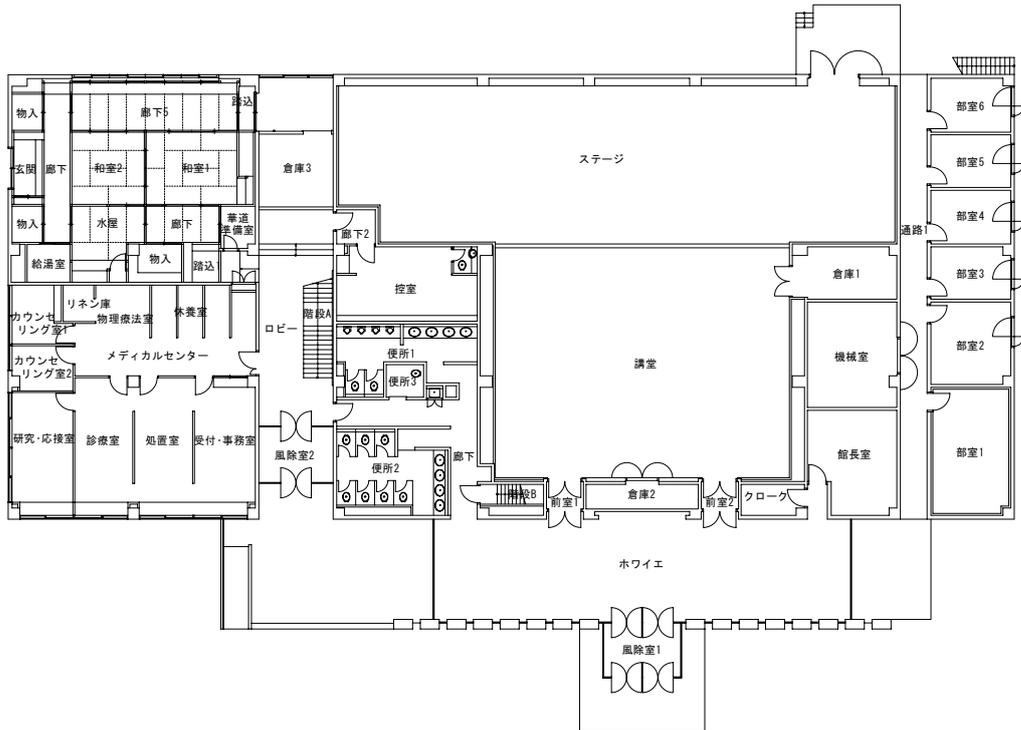


1階平面図

5号館(ミレニアムハウス)

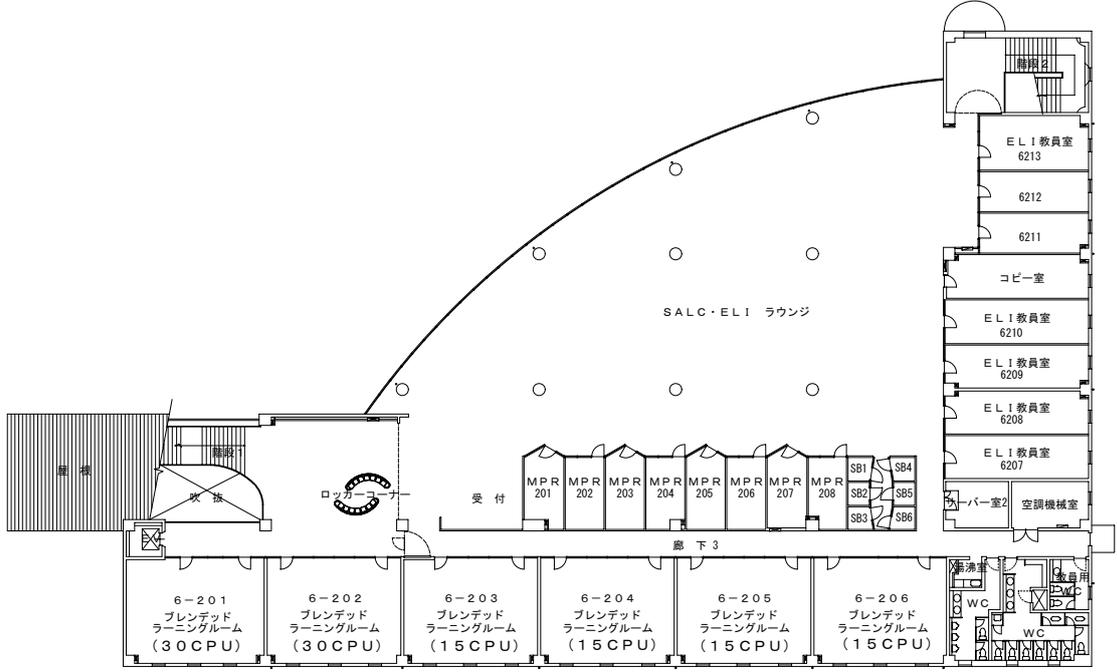


2階平面図

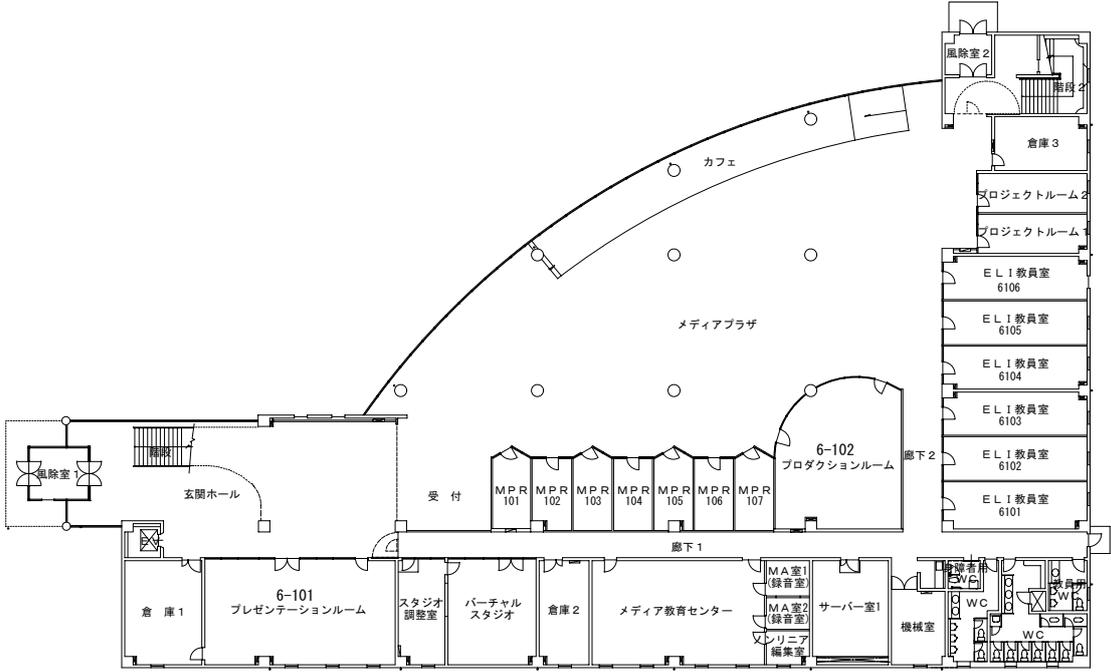


1階平面図

6号館(SACLA)

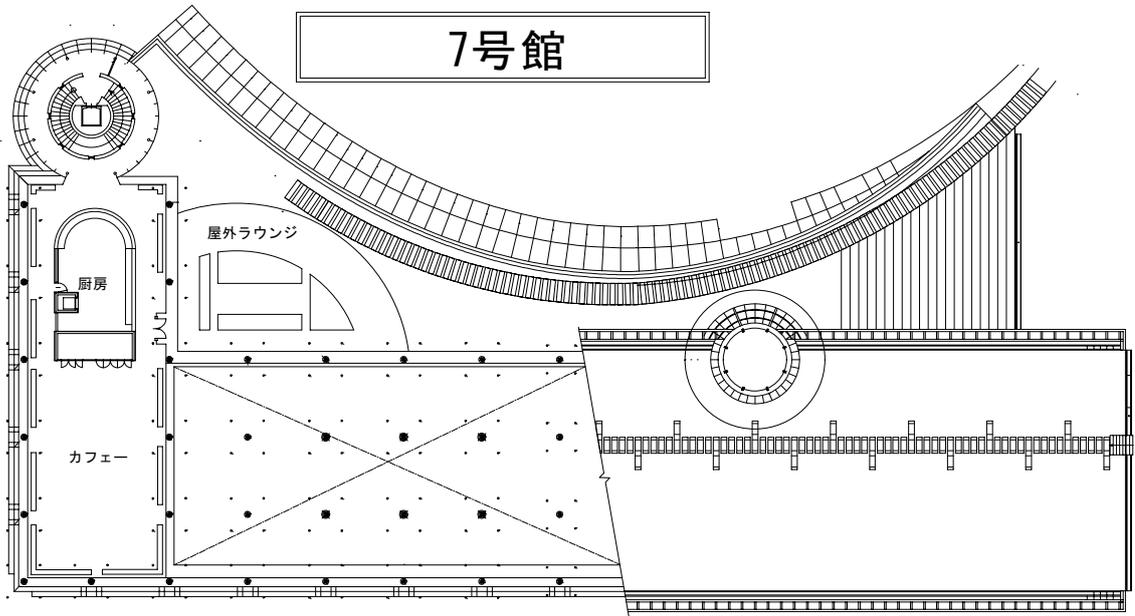


2階平面図

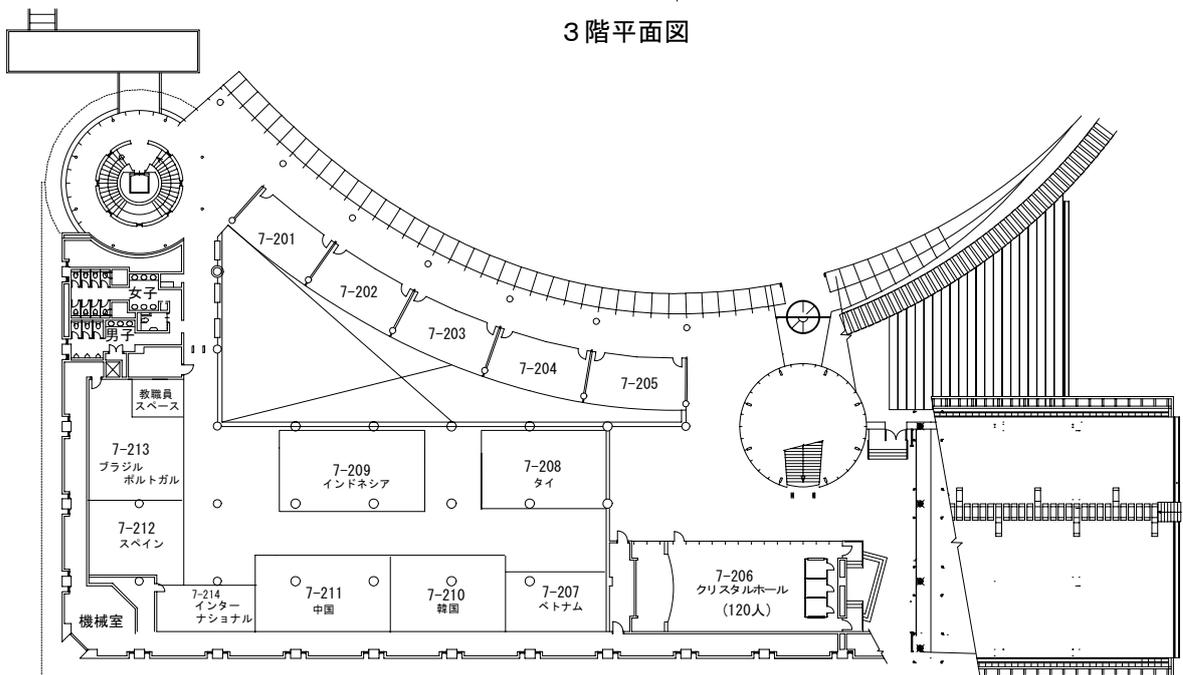


1階平面図

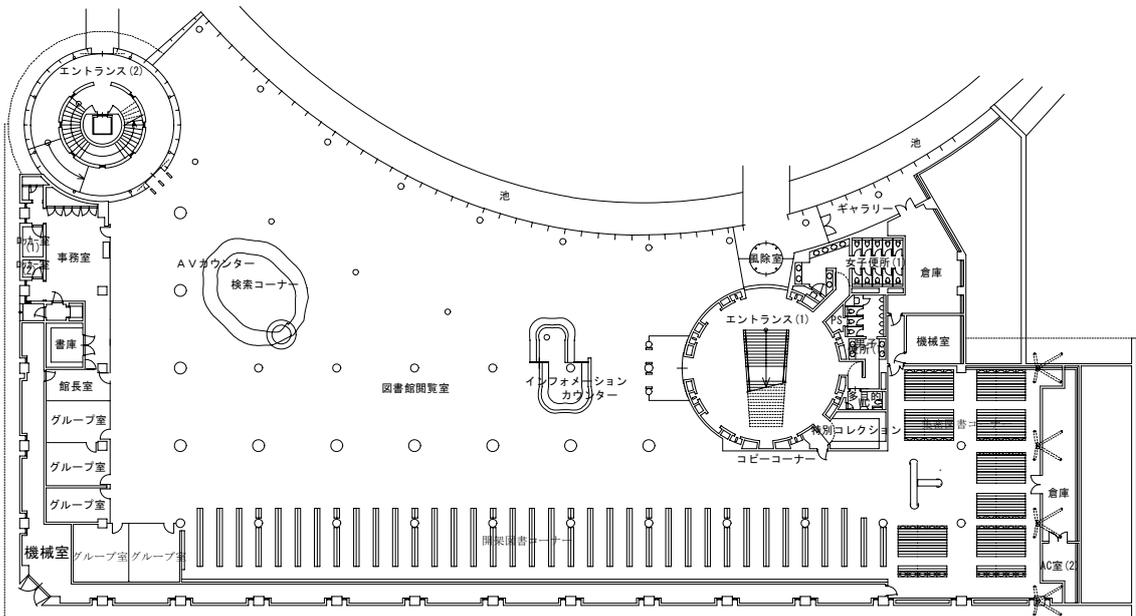
7号館



3階平面図



2階平面図



1階平面図



神田外語大学

千葉県千葉市美浜区若葉1-4-1

学籍番号

氏名